

平成25年2月26日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第3日)	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 林 眞 敏 6番 松 田 俊 和 7番 岡 光 廣 8番 吉 富 隆 9番 中 山 五 雄 10番 大 川 隆 城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 矢 動 丸 壽 之 会 計 管 理 者 原 槇 義 幸 総 務 課 長 池 田 豪 文 企 画 課 長 北 島 徹 税 務 課 長 白 濱 博 己 住 民 課 長 江 頭 欣 宏 健 康 福 祉 課 長 岡 義 行 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生 涯 学 習 課 副 課 長 江 崎 由 起 子 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘 議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成25年2月26日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第1回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
6	6番 松田俊和	1. 予算について 2. 交通安全面について 3. 学校教育について
7	4番 碓 勝征	1. 太陽光発電の普及促進について 2. 町施設の利用料金の見直しは 3. 独居町民への対応は 4. 体罰問題 5. 中央公園多目的への保健用具は
8	7番 岡 光廣	1. 上峰町まちづくりプランについて
9	9番 中山五雄	1. 地元企業育成について 2. 公共施設（用地）の活用について 3. 小・中学校校舎の管理について

午前9時30分 開議

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（大川隆城君）

日程第1. 一般質問。前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

通告順のとおり……（「議長、一般質問に入る前に、少し私のほうから話をさせていただきたい。時間を拝借したいと思います、許可をお願いしたいと思います」「賛成」と呼ぶ者あり）

ただいま8番議員より発言を求められておりますけれども、発言を許すことに御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

それでは、8番議員どうぞ。

○8番（吉富 隆君）

私は、この議会のあり方に若干疑問を持っております。どういうことかと申し上げますと、一般質問につきましては、通告から著しく逸脱した発言がきのうありました。このことについて、議長はなぜ忠告をしないのか。

それと、その議員さんにおかれましては、余りにも侮辱した態度をとられたことについて疑問を持っております。その件について議長の見解を、よろしくお願ひしたい。

○議長（大川隆城君）

ただいま8番議員からございましたけれども、これについては、昨日の質問者といえは5名の方が一般質問をしていただいたわけでありまして、具体的にどなたかということを確認しなくちゃならないわけです。この件につきましては、休憩をいたしまして、休憩の間で協議をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「議長、異議あり。本議会でのことですので、休憩は必要ないと僕は思います。具体的に申せということであれば、具体的に説明をさせていただきます。よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）

今、この議場で個人的な質問者を挙げてということでありまして、これについては、私は休憩をして協議したいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

異議なしの声が上がりましたので、休憩をいたします。（「議長、ちょっと待ってよ。本議会のことですから、本議会でやるべきでしょうもん。何が休憩ですか」と呼ぶ者あり）

ただいま異議なしの声が上がりましたので、休憩をいたします。暫時休憩。（「何の議長権限でそんなことができるんですか。できないでしょうもん」と呼ぶ者あり）暫時休憩いたします。（「何を言いよるんですか。本議会の発言は議会でやらなきゃできないでしょうもん」と呼ぶ者あり）

ただいま宣告いたしましたように、暫時休憩いたします。休憩。

午前9時34分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま寺崎太彦議員から、2月25日の会議における発言について、会議規則第64条の規

定によって、発言取り消し申出書が提出をされましたので、ここで発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。

それでは、寺崎議員の発言を認めます。

○2番（寺崎太彦君）

昨日の私の一般質問で、消防防災についての質問事項中、三養基西部土地改良区及び商工会事務所の使用料について言及いたしましたが、通告内容から逸脱する内容でありましたので、おわびして発言内容の取り消しを許可いただきますよう申し出ます。

○議長（大川隆城君）

ただいま寺崎議員から御発言がありましたとおり、申出書のとおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、寺崎太彦議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

なお、今後につきましては、この議会における発言について、議長としても十分気を配り、このようなことがないように今後注意していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。大変御迷惑をおかけいたしました。（「議長、発言の許可をお願いします」と呼ぶ者あり）

○8番（吉富 隆君）

本当に一般質問の出ばなを崩したような時間を拝借させていただいたことにつきましては、心からおわびをさせていただきたいと思っております。

なお、今後については、議長も申されたとおり、議長の権限というのを遵守されて、このようなことがなきようお願いをして、終わりとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

それでは、本日の日程に戻り、会議を進めてまいりたいと思っております。

#### 日程第1 一般質問

○議長（大川隆城君）

日程第1. 一般質問。前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

通告順のとおり、6番松田俊和議員よりお願いをいたします。

○6番（松田俊和君）

皆様こんにちは。よろしくお願いいたします。6番議員、松田俊和です。

3項目につきまして質問させていただきます。

まず1番目、予算についてという題目を表しまして、質問の要旨に対しましては、25年度当初予算、町長は、今度、町長選挙がありますもんで、25年度の予算に対しましては骨格予算及び追いたき予算という名称でもっての予算を立てておられます。そこの辺の内容でもっての話で進めていきたいんですけども、25年度の予算はどのような点を一番重点的に考えておられて予算をつくられたかを伺いたいと思っております。

2番目に対しましては、交通安全面についてと題しまして、質問の要旨は、町内の交通安全対策はどのような取り組みをされているかということで質問をさせていただきたいと思っております。

3番目、学校教育についてということで、校内のいじめ問題、不登校問題等について質問をさせていただきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○議長（大川隆城君）**

それでは、まず最初に予算について、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

6番松田俊和議員の御質問にお答えを申し上げます。

1、予算について、25年当初予算について、どの点を重点として作成されたかということでございますが、施政方針に申し上げておりますように、今回の予算は、住民生活を考える上で、議会の皆様方からいただいた請願、また、これまで協議してきたもの等を中心に、また、国、県費が伴う補助事業、前年度からの継続事業、また、6月補正の計上では対応できない防災対策事業について計上しているところです。政策的投資は継続性のあるもの、また、議会との協議や請願を経たものについて予算化する責任予算、行政の責任として計上をしているところでございます。

以上です。

**○6番（松田俊和君）**

今、町長より責任予算ということでの話を言われました。その中で、25年度予算に関しましてはまだ議決をしておりませんが、しかし、一応数字的な面に関しましては3,392,576千円という数字が出ています。これに対しまして、25年度より、去年24年度に対しましては3,430,917千円ということで40,000千円ぐらい減っておる状態にあります。その40,000千円という数字は、責任予算に関しましてどの辺の段取りでもって40,000千円という数字が減ったわけか、お尋ねをさせていただきます。

**○町長（武廣勇平君）**

6番松田議員の再度のお尋ねですが、今申し上げましたように、国、県費が伴う補助事業

や前年度からの継続事業、また、6月の補正の計上で対応できない防災対策事業、具体的には、24年度から実施の戸籍電算化事業などはそれに該当すると思います。20市町中、上峰町だけ電算化できていない状況にあり、早急に責任を持って急ぐ事業であると考えますし、県営のクリーク防災事業についても、これは坊所新村地区の請願を受け、これをもとに議会と協議しながら計画も示してきたところでございます。また、請願事項でいいますと、24年6月請願の町道八枚坊所新村線の道路改修工事を受けて、町道八枚坊所新村線舗装工事を18,500千円計上しているところでもございます。また、これは平成21年から長期にわたって29年までの計画で、土地改良施設維持管理適正化事業は25年実施予定ということで、これは議会として協議、要望をされ、地区の住民の皆様からも私に、直後でございましたが、要望をいただいて、計画的に責任を持って行うべき事業ということで、こうした協議を踏まえたもの、また、議会の請願に当たるもの、つまり、住民の皆さんが求めるものについては予算計上している点は、単なる骨格ということではなく、追いたきだという表現を使いましたけれども、責任を持ってやるという意味で、行政の責任を示した予算となっていると申し上げたところでございます。よろしいでしょうか。

以上です。

**○6番（松田俊和君）**

今答弁していただきましたが、24年度の3月度、去年のことを言って申しわけありませんが、その中で町長が答弁された内容は、医療保険環境や生活環境面を重視し、24年度予算編成に当たったとあります。24年の3月議会での答弁の内容ですけれども、今言った24年度の医療保険や生活環境面に関しての重点度はどのような状態になっているか、教えてください。

**○町長（武廣勇平君）**

済みません。松田議員の御質問でございますが、24年の当初予算の内容について御質問ということで、この場で申し上げると恐縮ですが、休憩をいただいてもよろしいでしょうか。

**○議長（大川隆城君）**

ただいま町長から休憩をとるという要望がありましたけれども、これについては御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大川隆城君）**

これは議員の同意が得られませんので、ここで発言をしてもらいたいと思います。

**○企画課長（北島 徹君）**

今、24年度の予算と言われたというお尋ねでしたが、質問は25年度ということでございますが、それを25年度に置きかえるということでもよろしいのでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、私のほうからでございますが、医療関係ということでお尋ねがっておりますので、25年度に関しまして、その分野では国民健康保険に対する繰出金、これを2,000千円程度ふやしております。それから、同じような形で後期高齢医療に対する繰出金が400千円、それから、子供の医療費の関係では基金への助成ということも考えております。医療費の関係では以上でございますが、平成25年度に関しましては、これらと関係いたします広域組合関係の負担金が合計で16,300千円程度ふえております。広域介護保険のほうで6,800千円、それから、後期高齢医療の広域連合の負担金が7,300千円、それから、あとは施設のごみとか、し尿の施設の関係でも2,000千円以上伸びております。そういうことで、25年度は計上をいたしております。

以上でございます。

#### ○6番（松田俊和君）

今プラスの面を答弁していただきましたが、先ほどから言っていますように、25年度においては40,000千円の数字が24年と25年を比較した場合は減っていますと私は発表して、答弁をいただけるようにさせていただきました。その中で、今、北島課長から答弁していただいたのは、プラスのほうばかり言われたんですけども、マイナスの面が一番重点的なのはどこにあるかを教えてもらいたいと思っております。

以上です。

#### ○企画課長（北島 徹君）

再度のお尋ねですが、減額が大きいものというお問い合わせでございますが、1つには産業関係で林業関係のほうで、そういう事業者に対する防災の関係で50,000千円ほど24年度は計上いたしておりますが、今年度はそれが終了ということで減額といたしますか、差額としては50,000千円程度そこで生じておるとというのが1つ大きくございます。

それから、マイナス分野ということでございますので、あとは消防の関係では、消防積載車、これの購入費が24年度はございましたが、25年度につきましては、それがもう終了したということで、その部分で3台分の金額が減というふうになっております。

それから、借金返済の公債費、これにつきましては元利償還金が減と、そういうふうになっております。

消防車の購入費につきましては、少し数字を端折りますが、16,500千円が減額になっております。

大きいものとしたしましては、千万円台で申し上げますと、繰り返しになりますが、消防車の購入の16,000千円、それから、先ほど言いました、正式な名称でいいますと、森林整備加速化事業ということで、補助をいただいて、そのまま補助を流すというお金が51,000千円、これが減額になっております。それから、農業集落排水特別会計への繰出金が15,000千円減額と、10,000千円以上の減額ということになりますと、先ほど申し上げました3点だという

ふうに思っております。

以上でございます。

**○6番（松田俊和君）**

今、北島課長からマイナス、△分の面に関して発表してもらいました。その中で、3,390,000千円に対しての内訳として、教育アンド福祉関係の予算に対してはめどをつけないというふうな話を以前からされていましたが、今度の25年度に関しては、教育とか福祉関係に関しての数字的な面はいかがなものだったのでしょうか、その辺を教えてください。

**○企画課長（北島 徹君）**

たびたび私で済みませんが、お答えさせていただきます。

まず、教育関係という25年度についてのお尋ねでございますが、教育関係では情報コミュニケーション技術関連ということで、小学校の教員用パソコン購入、それから、中学校の生徒用パソコン設置委託料、それから、中学校の生徒用パソコンリース料、それが新たな展開といたしまして、合わせまして4,500千円程度計上をいたしております。これにつきましては、当初、一番最初に町長のほうから申されましたように、骨格的予算ということではあっても、どうしてもその必要性を考慮して、教育についてはそこら辺は充実をという町長のお考えで計上をされております。

次に、福祉ということでございますが、福祉に関しましては、障害者関係で補装具の給付費500千円、それから、更生医療給付費2,900千円、それから、障害者介助訓練等給付費8,300千円、合わせまして11,700千円、これが前年度と比較しまして増加した状態で計上をいたしております。これにつきましても、福祉の面ではなかなかそういう要請があるという部分について削るのはということで、原課からの要求に従いまして計上をいたしておるところでございます。

以上です。

**○6番（松田俊和君）**

いろいろと数字の面を発表していただきまして、ありがとうございます。

次に、25年の2月、今度の議会でもって町長が施政方針の中で発表されています内容としましては、平成24年度4月より進めておりますまちづくりプラン（第4次総合計画）に沿って、現状とまちづくりの方向性、まちづくりの三原則、1つ目は飛躍、2番目に共生、3番目に協働、要するに、三原則を申し述べ、施政にかかわる方針とさせていただくというふうな基本方針を述べられておりますが、ここに言う施政にかかわる方針という、その施政とはどういうものなのかを教えてくださいと思っております。

**○町長（武廣勇平君）**

施政ということについてのお尋ねでございますが、まちづくりの方向性でございます。所信、施政、ここに至り、今現在、まちづくりの方向性をどのように考えるか、これから町政

運営がこの行政として上峰町がされる上でどのように考えるかという視点で、この施政という言葉を使っているわけでございます。

以上です。

**○6番（松田俊和君）**

今、施政にかかわる方針という内容を説明していただきましたが、もう1点お尋ねしたいんですけども、これも施政方針の中で町長が述べられております、平成24年度の償還ピークを過ぎ、回復して落ちついた状態ではありますが、今後、地方税の縮減等の懸念もあり、急変しないように引き続き用心しなければいけない「小康状態」です。だからこそ、「町民サービス延伸・拡充」の範囲も費用対効果の高い事業を進めるべきですと。要するに、その手法につきましても、より少ない予算で、より大きな効果を上げられる事業手法などにより、財政の健全化を意識する必要があると思いますとあります。この事業の中の、要するに、今言った事業手法はどのような面を手法として考えておられるかを伺いたいと思っております。

**○町長（武廣勇平君）**

これは以前、岡議員からも御質問があったと思いますけれども、例えば、農地・水・環境整備の事業についても、少ない単費で全町的な展開でもって、より大きな面積の水路、周辺の管理やら圃場周辺の管理ができるということで補助事業を活用したわけでございます。加えて、地下水位制御システム、フォアスの事業についても、単費をかけずに土地改良、議会の後押しを受けながら、要望した点で、財政を痛めずに事業実施ができていているという点、また、現在も取り組んでおります過疎対策自立再生事業についても、こうした補助事業、景気対策を利用して、町内の我慢をお願いしている分野に事業手法として予算化を講じているという意味でここに書かせていただきました。

以上です。

**○6番（松田俊和君）**

今、私が事業手法についての説明を伺ったところでは、町長としては、25年度の予算は補助事業の拡充を図るということは、補助事業の拡大を図るがためには、私が言わんとするところではありませんが、やっぱり町長みずからの行動力を十分に、また、3月で町長選挙があります、もし——もしという言葉で失礼ですけども、町長になられたならば、やっぱり補助事業の拡充をより一層図っていただいて、補助事業の拡充をよろしく願いますということでの話でもって、この質問を終わらせていただきます。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

次に進みます。

交通安全面について、執行部の答弁を求めます。

**○総務課長（池田豪文君）**

皆様こんにちは。総務課で行っております交通安全対策につきまして、御答弁申し上げます。

まず、ハード面についてでございますが、区長様方の要望に応じまして、25年度もカーブミラーを設置していくことといたしております。また、交差点の区画や減速ゾーンの復元につきましても、24年度に引き続きまして、25年度も予算化を図っております。

次に、ソフト面でございますが、四半期ごとの交通安全街頭キャンペーン、それに新学期ごとの交通安全指導員によります交差点の立ち番、また、危険箇所の点検、運転免許保持者講習会等でソフト事業としては取り組んでおるところでございます。

以上です。

#### ○6番（松田俊和君）

今、課長から交通安全面に関して、ソフト面及びハード面に関して発表をしていただきました。

その中で、ハード面になるか、ソフト面になるかわかりませんが、上峰町内における、前回の議会でも質問させていただきましたが、要するに、横断歩道とか、ライン関係のラインが薄くなっているところが結構あります。その面に関しましては、たしか池田課長やったと思うんですけども、町内を見回して、随時その辺の薄くなっているところを正規に戻しますということでの話を伺っておりました。そういうことで、ここで言うては失礼ですけども、前牟田の学習施設の辺のラインに関しましては十分にやっていただいて結構きれいになっております。——の話ですけども、あとは工業団地の辺、あと町内の坊所城島線ですか、その辺のラインに関しましては大分薄くなっているところがあります。その辺で、今、池田課長として、ラインの充実と、要するに、正規な状態に戻すような内容としまして、どういうふうを考えているかもう一回伺いたいということと、今、何%の程度でもっての実行の確率といいますか、実行されているかをお尋ねさせていただきたいと思っております。

以上です。

#### ○総務課長（池田豪文君）

今、議員の御質問でラインのことをおっしゃっていただいたんですけども、例えば、国道とか県道とか町道とかございますが、その外側線とか、あるいは中央線、そういったものにつきましては、その管轄している自治体の担当課のほうでされるということで御理解いただきたいと思えます。

それと、横断歩道とか一時停止、これにつきましては規制の関係がございますので、これは県の公安委員会のほうでとり行われます。よって、私どもが気づきました際には、鳥栖警察署のほうに写真等をつけましたところで、こういったところが消えています、消えかかっていますということでお知らせしまして、警察のほうで対処していただくと、そのようになっています。

例えば、坊所の変形五差路のところ、あそこら辺ももうずっと消えかけておりましたので、こちらのほうから御要望いたしまして、なかなかできなかつた。それは、管内のですね、例えば、上峰に限らず、鳥栖とか、あるいは基山とか、みやき町とか一括して発注される、そういったことがございますので、そこそこで対応はできないということは御理解いただきたいと思います。

私ども総務課で取り組んでおりますのは、議員が先ほど申されました学習等の近くの交差点の四角く囲む囲い込み、それとか、あるいは一時停止とかないところの減速ゾーン、そういったものにつきましては総務課のほうで対処しております。あと町道の外側線とか、あるいは中央線、そういったものにつきましては振興課のほうで対応しておりますので、ちょっと仕分けがございますので、私どもの、先ほど申し上げました交差点の区画や減速ゾーン、このことにつきましては大体3分の1程度かなと。今後、あと3分の2ぐらいは行っていかなきゃいけないかなと思っております。また、消えかけたところじゃなくて、危険なところがありました際には、新規にそういった囲い込みとかも実施していきたいとは思っております。

以上でございます。

#### ○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、先ほど質疑の中にありました白線の質疑についてお答えいたします。

調査の件につきましては、6月議会のときに振興課の私のほうで答弁した内容でございます。白線につきましては、先ほど言われたとおり、センターラインと外側線の見えにくい、または消えているというラインの調査を、6月議会の終了後にお約束どおり調査いたしております。結果につきましては16路線で、路線延長といたしまして、センターラインで約5,300メートル、外側線で9,500メートルが見えにくい、または消えているような状況でございます。この中にはラインの復元といたしますけれども、現地を踏査した中では舗装そのものが非常に復帰を待たれる舗装がございます。よって、ラインだけの復旧もありますけれども、大抵が舗装をやり直すときの同時施工でのやり方でする方法がいいかと思っております。今年度につきましては、実績といたしまして、中学校西側の町道でのセンターラインの復旧といたしまして、63メートルを今年度行ったところでございます。

以上です。

#### ○6番（松田俊和君）

現在、3分の1が施工されて、あと3分の2が残っているということでの話をされました。

その中で、また私の地区の話をさせていただいて、まことに申しわけありませんが、要するに、学習施設の東側の勘太郎川という川があるんですけれども、その井樋の上流部、今現在、川に向かって、右側と言ったらいいんですかね、左側と言ったらいいんですかね、井樋のほうから上がっていけば、左側の面に関しましては県営クリーク防災緊急対策事業で



御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大川隆城君）**

御異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時57分 休憩

午後0時59分 再開

**○議長（大川隆城君）**

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

6番議員の3番目の質問であります学校教育について、執行部の答弁を求めます。

**○教育課長（小野清人君）**

皆様こんにちは。

それでは、松田議員の学校教育について、校内いじめ問題、不登校問題等についての質問にお答えさせていただきます。

校内いじめについては、現在のところ、小・中学校から報告は上がっておりません。毎月の校長会で学校の状況等を報告してもらっております。子供同士のささいな小競り合いとかが大きくなるように、教師が教室内に目配り、気配りを行っており、教室の雰囲気をつかむように心がけております。また、中学校では週末に週末アンケートというものを実施しております。随時調査を行っておるところでございます。

また、不登校問題ですが、不登校の生徒は、小学校に2名、中学校に4名という状況です。不登校の原因はそれぞれあるでしょうが、心因性の原因が主で、受験や学校生活への不安などが主でございます。いじめが原因という事案はございません。それぞれ担任やスクールカウンセラー——このスクールカウンセラーというのは臨床心理士の先生でございます。スクールカウンセラーの先生が家庭訪問などを行い、登校を促している状況です。不登校の解消に向けては、学校と保護者の連携が不可欠でございますので、定期的な家庭訪問を行い、児童・生徒の不安を取り除けるようなことを家族ともども一致協力してやっている状況でございます。

以上です。

**○6番（松田俊和君）**

今、課長から、小・中学校において、いじめの方は今現在報告があっておりませんと伺いました。また、不登校に関しましては小・中学校合わせて計6名、原因は心因性ということで伺いましたが、この心因性の6人が、何人ほどがただ単なる心因性で、本当に心因性といえば、どこまでが心因性かわかりませんが、私が去年の6月に聞いた範囲では、私は不登校というのは3人しかおられませんと伺っていました。要するに、今現在2月、半年過ぎてま

た3名ふえています。その3名ふえている状態は、やっぱり心因性と言われればそれまでですけれども、そこの中身を教えてもらえたら幸いです。

#### ○教育課長（小野清人君）

心因性の中身と言われましたが、先ほど申し上げましたスクールカウンセラーを小・中学校で臨時配置をしていただきまして、週に一度、小・中学校に配置させてもらっております。その先生の報告書が上がってくるんですが、その先生に相談をするという児童・生徒、保護者までいます。教員の方もその相談は受けられます。

そのカウンセリングの内容なんですけど、まず、不登校、いじめ、暴力行為とかあります。いじめは全然件数的には上がっておりません。その児童・生徒に関する内訳なんですけど、心因性につながるかどうかわかりませんが、部活とか、家庭・家族、学習、性格、生徒の友人関係、学校、学級の、これは生徒はいませんね。と進路、進学、こういうことを生徒はそのカウンセリングの先生に相談していると。そういうことは心因性の問題ということになるかと思えます。

以上です。

#### ○6番（松田俊和君）

心因性がトータルで6名ということで今課長から説明を受けましたが、その6名のうちの、いろいろと今内容を発表していただきましたが、私はそこの中において、不登校が実際に心因性なのか。要するに、心因性と言ったら、自分の考えだから、どこまでだっても心因性と言われればそれまでですけれども、実際にそれ以外の面においての話以外というのは心因性じゃなくて、実際はいじめがあったりなんかしての話として報告書には上がってきていないと言われましたが、そこの辺の報告書の内容としまして、ただ単なるカウンセラーの方が書かれて、ないと言われればそれまでですけれども、実際はあっているかどうかの確認は、実際、とっておられるかどうかをちょっとお伺いしたいんですけど。

#### ○教育課長（小野清人君）

昨年6月ですか、6月も松田議員とこの問題については議論させていただきました。私は「ない」というふうに断言しましたら、松田議員は、それを言ってもらったら、もうそれで終わりだということでは言われましたが、今回も私としては、ないというふうに考えております。

調査をしているかと言われました。調査については、中学校については、先ほど申し上げましたとおり、毎週末に週末アンケートというアンケートを行っております。これは記名でやっております。この中身を申し上げますと、「この1週間楽しい学校生活を送ることはできましたか」「できた」「できなかった」、2番目に、「学校生活の中で気になることはありませんでしたか」「なかった」「あった」、何々があったと、気になると。3番目、「あなたは嫌なことやいたずらをされたりしていませんか」、4番目、「学校生活の中で先生や

友達に相談したいことはありませんか」、5番目、「嫌なことやいたずらをされている人を知っていますか」、6番目、「不要物を持ってきている人を知っていますか」、こういったアンケートをやっております。先ほど言いましたとおりに、いたずら、嫌なこと、これがいじめにつながると思うんですが、これをされている、している人を見たということがないという報告を受けております。

それと、小学校ではこれと同じアンケートじゃないと思いますが、アンケートを年に2回、6月と12月で行っております。これについても、その中にいじめを見たことがあるかとか、いじめられているかとか、そういったことが入っておるということでございます。

以上です。

#### ○6番（松田俊和君）

先ほど課長から言われましたとおり、この辺の話は去年の6月の議会においても応答を申し合いました。私も覚えております。その中において、いじめは小・中学校はありませんと。不登校に関して、いじめに関する件に関してはありませんというふうに、要するに、心因性が6人ということでの話を言われまして、いじめによる不登校関係はないということでの話で、今回の議会においては私はそこまでにしておきます。

次に、ちょっとばかり話がまた戻りますが、これは大阪の橋下市長さんが言われましたが、携帯電話の持ち込みですね、これに関する一番問題点は、やっぱり携帯電話によるいじめ関係が発生しているんじゃないだろうかというふうな話でもって、大阪においては、実際は中学校、小学校のパーセンテージまで6月においては言われました。今現在、携帯電話の持ち込みに関する、要するに、資料の徴集的な面に関してはいかがなものかを伺いたと思います。

#### ○教育課長（小野清人君）

中学校においては携帯電話の持ち込みは禁止しております。建前上は禁止しております。実際持ってきている生徒はいるとは思いますが、今現在、資料を持ち合わせておりませんので、どのくらいの児童・生徒が保持しているかというのは正確には申し上げることはできませんが、昨年、議員にお答えしたパーセントより上昇しているというのは間違いはないと思います。

以上です。

#### ○6番（松田俊和君）

今現在の資料がないからちょっとわからないということですが、私が6月に伺った内容としましては、中学校で22.15%、小学校で17.5%が保有しているということでの話を統計上なっているということで伺いました。今資料を持っていないからわからないということですが、上昇しているということは、20%とか、どっちがどっちとは言いませんが、両方ともやっぱり20%ぐらい、5人に1人ぐらいは持っているんじゃないだろうかとは私は推測をしております。ということは、5人に1人は持っているということは、使用の程度でもっ

ていろいろまた違いますが、要するに、いじめ的な面にかかわる一番問題点は、そののやっぱり携帯電話的な面の状態での話が一番最有力になってくるんじゃないかなと思います、学校側はそういうふうは何%というパーセントまで出して、保有率といいますか、保持率を出しておられるもので、5人に1人が持っているということは、やっぱり原因が心因性ばかりの中身じゃなくって、そのの辺のいじめ的な面に関して、携帯電話の5人に1人が持っているということでの話をやっぱり考えてもらえたらいかかなと思うんで、そのの辺の考えをまずお尋ねいたします。

#### ○教育課長（小野清人君）

携帯電話の所有率につきましては、後ほど議員のほうにお知らせをしたいと思います。

今の時世の流れでしょうか、やはり親御さんとしても携帯電話をお子さんのほうに持たせるというのは無理からぬことだと思います。小学生でも低学年の方でも持っていっちゃることを私は拝見したことがあります。なぜかと申しますと、今の携帯電話はGPS機能が搭載しておりまして、場所を確認できるとか、それとか、防犯ベルがわりに引き抜くとベルが鳴るとか、そういう付録のシステムもございますので、そういった面で親御さんも持たせていっちゃるかだと思います。携帯電話を持っているから、それがイコールいじめにつながるというふうには私は考えておりません。

以上です。

#### ○6番（松田俊和君）

私が言わんとするのは、一番問題点は、いじめ、不登校にかかわる問題点をまず質問に出させていただきます。

携帯電話に関しては、実際、私の判断でいじめにかかわるということでの話で携帯電話の名称を使わせていただきましたが、やっぱりそのの辺の携帯電話の持ち込みというのは、小学校が約20%、中学校は上昇しているということで25%ということは、4人に1人と5人に1人というところから見ると、やっぱりもう大概分かっておられる方が——持っておられるという内容も、今、小野課長から言われれば、GPSとかという関係での話に基づいて、ただ単なる持っているということにかかわってくるかと思いますが、私としては、こういうことを言っただけですけれども、教育長に伺いたいんですけれども、学校側の秩序の方針として、教育的な面を考えた場合には、中学校みたいに、小学校も持ち込み禁止というふうな、ある程度の例外的な面があれば、そのの辺は誓約書とかとらせるというふうな強い考えでもって、要するに、携帯電話はまず不必要だから持たせないように、親御さんともどもに連携していただいで話を進めてもらいたいんですけれども、やっぱりそのの辺の話はいかなるものでしょうか。

#### ○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの松田議員のお尋ねに回答をさせていただきますが、携帯電話についての持ち込

みというのは、生徒指導で持ち込み禁止ということはどうなっております。原則として、しておりますが、先ほど課長が申しましたように、保護者の方で、クラブ活動をしたり、あるいはスポーツ関係をして帰りが遅くなったときの連絡というようなことで持たせておられるということで、これは保護者の責任によってされておるので、それを持つなということはかなり難しいのではなかろうかと思っております。

ただ、このいじめに関して、携帯電話、あるいはインターネットが問題になるということは、議員が申されるとおり、私も心配しております。今現在、自民党のもとで教育再生会議が開かれております。きょうも開かれて、もう第1次答申が出ておりますけれども、その中で、やはりインターネット等につきましての取り扱いで、学校、家庭、地域、全ての関係者が一丸となっていじめに向き合う責任ある体制を築いていこうというようなことでまとめてありますので、今後、これについては十分な討議がされて、また、私たち教育委員会もすぐに対応していかなきゃいけないものだと考えております。小学校、中学校と連携をとりながら、きちっとした対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

#### ○6番（松田俊和君）

3番目の項目に関しましては、私の今回の意見でもって最後にさせていただきますが、小野課長も言われたとおり、学校というのは、保護者と学校側との連携をとって、いかによりよい方向に持っていくかということに、いじめ問題、不登校関係もまた心因的な面にもかかわってきますが、非常に重要だと思っております。だから、いかに連携をとるかの連携か、教育委員会としては考えておられるかもわかりませんが、6人もおられるということでの話を、6月よりも3名ふえております。だから、その3名が心因的と言われればまた心因的な内容で、いろいろこの辺も取り沙汰されるかもわかりませんが、努力していただけるようよろしく願いして、私の質問を終わります。

以上です。

#### ○町長（武廣勇平君）

6番松田議員の予算についての項で、24年度の予算について御質問があった際に、私がちよっと混同してしまいまして、答弁が不明確であったと思っておりますので、答弁させていただきます。

松田議員御指摘のページは、議事録を確認しますと、158ページの中ほど、「その結果」から「ところでございます」というところまでと思います。この中で、昨年度の予算編成は何をもってどの点を重要視して予算化したかというところで、住民アンケートをもとにしたと回答しまして、満足度が低いものが新エネルギー導入に関する取り組みと、また、満足度が高いものが医療、福祉、生活環境の整備というところで答えております。その点を予算化、重点を置いて編成させていただいたところという意味は、その満足度が低いところに予算化

をしたというところで、新エネルギー導入、つまり、住宅の屋根に設置した太陽光パネルということでお答えしたところでございます。

以下、担当課長が答弁した、昨年度と比べて福祉、生活の面で増減がある分野についてはお答えをしたとおりでございますので、その前段の理解について、私が不明瞭な答弁をしたことを訂正し、ここで答弁とさせていただきます。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

以上で6番議員の一般質問が終わりました。

次に進みます。4番碓勝征君お願いいたします。

**○4番（碓 勝征君）**

4番碓勝征でございます。通告に従いまして御質問を申し上げます。

1つ目に太陽光発電の普及促進についてということで、これにつきましては太陽光売電をし、施設の維持管理に資するために活用したらどうかということでございます。

2つ目に町、いわゆる公共施設の利用料金の見直しということで、施設の有効活用なり利用拡大という意味合いで、町内、町外の料金の撤廃をどう思うかということでございます。

3つ目に、独居町民への対応ということで、いわゆる独居老人——ひとり暮らしの方々の把握、見守り等ができていくかということをお尋ねしたいと思っております。

次に、社会問題になっております体罰問題ということで、ちょっと私の意見等を述べながら学校等の実態なり、それから学校教育法の11条の解釈等なりをお尋ねしていきたいと思っております。

次に、中央公園の多目的広場への保健用具の設置関係でございますけれども、私、前々回に質問いたしておりましたけれども、この経過というのがよく見えませんでしたので、利用者の方からさらにお尋ね等がございましたものですから、そこら付近をお尋ねしたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（大川隆城君）**

それではまず最初に、太陽光発電の普及促進について、執行部の答弁を求めます。

**○住民課長（江頭欣宏君）**

皆さんこんにちは。

碓議員の質問であります太陽光発電の普及促進について、公共施設等活用の回答をさせていただきます。

このことについては、平成24年3月に策定されました上峰町まちづくりプラン、上峰町第4次総合計画の環境エネルギー主要施策の1つ、新エネルギー施策の推進の項目で公共施設における太陽光発電施設の設置を掲げ、平成28年度を目標の成果指標を立てております。

まず、公共施設にソーラーパネルを設置する場合、建物の耐震性や荷重計算、それに伴う改築計画等について検討しなければならないと考えます。昨年11月15日開催されました上峰中学校子ども議会の中で、耐用年数が33年を迎える中学校の屋上面積1,100平米に設置した場合に元を取れるのかということで検討してみてくださいとの質問がありましたので、電気関係の専門家にお聞きしながら検討した結果、年間電気使用量116,940キロワットアワーに対する太陽光発電の必要電力量、瞬間最大62キロワットとなり、設計委託費等を含め設備投資の概算事業費は1億円となり、その分の収益を上げるために現在国の売電単価42円／キロワットアワーで計算した場合、最低でも21年間に要すると報告をさせていただきました。

また、公共施設の活用を実施されております久留米市の取り組みである文部科学省のエコスクールパイロットモデル補助事業として、学校版環境ISO事業の推進、太陽光発電と関連づけた教育の重要性を紹介させていただきました。今後実施に当たっては、費用対効果と財政面を含め、関係機関等の協議検討が必要となってくるものと考えます。

以上でございます。

#### ○4番（碓 勝征君）

課長のほうから、るる、費用効果ということで、投資に対しての対費用効果がどうなるのかということもお話がありましたけれども、いずれにいたしましても、太陽光発電につきましても無尽蔵のグリーンガス、太陽光を有効に活用できるというメリットがあるということで、そこら付近の投資した中での効果がどうなるかということでございましょうけれども、私はいずれにいたしましても、学校施設だけじゃなしに町全体の公共施設の中に太陽光発電を、経費的な問題もございましょうけれども、取り付けをし、売電をし、施設の維持管理面に資したらどうかということが一つございますので、隣接でも発電事業者との共同事業で取り組まれている事例等もございまして、そういう中で有効活用できるようなものが取り扱いきれればやっていただきたい。もちろん、今、課長のほうから事例を挙げられましたけれども、取り付け設置費用についてはかなり自己負担、いわゆる町独自でやればかなりの経費がかかるかと思っておりますけれども、発電事業者との提携をやりながら取り組むということについてはどういうふうに思われますかね。

#### ○住民課長（江頭欣宏君）

今、碓議員さんの発電事業者との提携ということですが、恐らく、新聞報道でみやき町の事例が出ておると思っています。みやき町の事例を見ますと、来年2月から江口地区の町浄化センター敷地内に太陽光発電システムを導入すると、九州電力の子会社、キューデン・エコソル（本社福岡市）との共同事業で、町は発電した電気を九電に売り施設の維持管理費に充てる。契約は新年度から2033年度まで、パネル面積約1,750平方メートル、設備容量250キロワットを設置、年間に一般家庭70軒分の消費量相当を発電する、同社が総額210,000千円をかけ設備の施工や20年間の管理に当たる、町は月額約810千円（消費税別）、年間約

10,206千円の使用料を同社に支払い、売電収入は年間約11,000千円を見込む。調印式では末安伸之町長が「環境にやさしく貢献する自治体として、町民にも啓発したい」とコメントされております。同社の青木常務は、官民連携の取り組みが再生可能エネルギーの普及をさらに加速させると期待をされておりますということで、新聞報道がなされております。我が町におきましても、何分、先ほど言いましたように予算が伴いますので、今後検討の余地はあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

#### ○4番（碓 勝征君）

3.11の東日本大震災から2年を経過するような時期が近づいておるようでございます。いまだに死亡者の方とか行方不明者、それぞれたくさん犠牲者が出た中で、原発問題もいろいろ政府でも取り組みがあるようでございますけれども、代替エネルギーという立場から自治体でもそういう取り組みを徐々にやるべきじゃないかという思いが私にはしましたものから、申し上げた次第でございます。

いずれにいたしましても、私は時代の流れに沿いながら、いわゆる公共施設の活用、もちろん投資効果、いろいろございましょうけれども、この取り扱いについて財源的な問題もありましょうけれども、ここら付近を前向きでこの太陽光発電の普及促進について取り組んでいただきたいと思いますので、最後に長の見解を伺いたいと思います。

#### ○町長（武廣勇平君）

碓議員の、太陽光発電の普及促進についてということで、これは先ほど来、担当課長が申し上げておりますように、総合計画に示してもおりますし、先ほど松田議員の答弁で私が申し上げましたように、住民アンケートの結果、これで満足度が低いものの2番目の——2番目に満足度が低いものとして、新エネの導入ということで挙がっておりました。ちょうど時期は大震災後で、新エネルギー——エネルギー政策について国内全体でどのように考えるかというところで関心が高かったこともあろうかと思いますが、引き続きこの新エネの導入について、私どもも何らかの貢献ができる範囲で検討していきたいと思っておりますし、佐賀は太陽光王国と言われます。太陽光パネルの普及率は最も日本で高いという中にあり、太陽光の発電補助をしている町としても、この東部地区では一番早い取り組みだと自認しておりますので、今後とも導入に向けては検討して、さらに拡充できればというふうな思いでおりますが、これも財政の許す範囲で協議検討をしていきたいと思っております。

以上です。

#### ○議長（大川隆城君）

それでは次に進みます。

町施設の利用料金の見直しについて、執行部の答弁を求めます。

#### ○生涯学習課副課長（江崎由起子君）

皆さんこんにちは。

4番碓議員の、町施設の利用料金の見直しは、町内外の取り扱いについてという質問について答弁申し上げます。

現在、使用料、主に町民センターホールの使用料につきまして、現在の状況や以前からの料金の経緯など資料を作成し、また神埼市のはんぎーホールや使用目的が同じである基山町民会館からも資料等をいただき、教育委員会としての対応を検討するために生涯学習推進委員会に意見等をお聞きしている状況です。いろいろな意見が出された中、再度資料の提出が求められましたので、次回5月に開催を予定しており、今後も協議を重ねていきたいと思えます。

また、料金の改訂につきましては、社会体育施設にも影響を及ぼすものと考えられます。さらには鳥栖・三養基地域ビジョンによる文化スポーツ部会においても、文化スポーツ施設の相互利用について協議がなされていきますので、その動向とあわせて検討していきたいと思っております。

以上です。

#### ○4番（碓 勝征君）

ただ今、副課長のほうから御意見、生涯学習推進委員会ですかね、そちらの方で審議をして取り組んでおるということでございますけれども、このいわゆる公共施設の利用料金、町内、町外ということで区別がございますけれども、利用する住民の方々は、立派な町民センター、そういうこともございますし、社会体育施設もございます。私はこの利用料金を撤廃することによって、町内、町外の利用者の同一料金をすることによって、施設の活用なり利用者の拡大につながるというふうに思うものですから、財政事情もあるかと思えますけれども、施設の有効活用ということが一番私は大事であるかというふうに思います。同僚議員のほうからも、前回等々で御質問等々も出ておりますように、私は、ぜひこの社会体育施設にしてもしかりでございます。プール使用につきましても町内、町外の格差がありますし、もともと利用料金そのものの単価の問題もございましょうけれども、いずれにいたしましても、いわゆる共存共栄の精神で取り組んでいただきたい。

今、副課長からもありましたように、鳥栖・三養基のビジョンの中でも議論されているかと思えます。私はそれぞれ各市町の特徴ある施設、いわゆる類似施設等々があるかと思えますので、そこら付近をまず我が町が率先をして町内、町外の使用料金の撤廃に取り組んでいただきたい。そうすることによって、隣町の、上峰町に近い住民の方もさっと利用できるような利便性も出てくるかと思えますけれども、いずれにいたしましても、この共存共栄の形で取り組む姿勢で、推進委員会ですかね、そちらのほうでも御議論をいただきたいということで、教育長のほうにその辺の取り組む、助言する立場としての意見を伺いたいと思えます。

#### ○教育長（矢動丸壽之君）

礎議員の、ただ今の質問にお答えさせていただきます。

今、副課長から話しましたように、私も教育委員会としてどのように対応したらいいものかというように、運営にちょっと考えるところがありましたので、設置条例3条の2項ですかね、運営あるいは費用の面であるときには生涯学習審議会に諮ってその意見を求めなさいということがありましたものですから、今、副課長が言いましたように、いろいろと知恵を出していただいて対応させてもらっているところでございます。

やはり、この施設というものは地域住民の方、これが利用できるよという事でこれまで値段の格差をつくってきておられた経緯がございます。今、この現在になって、こういう状況になっておりますので、やはり近隣の市町の料金と比べながら、しっかりとした対応ができて、そして住民の皆さん方に利用していただきやすい、そういう施設にもっていきたいというふうに考えております。料金につきましては、今後慎重にと言いましょうか、いろいろと御意見をいただきながらやっていきたいと思っておりますので、御理解をしていただきたいと思います。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

それでは次に進みます。

独居町民への対応について、執行部の答弁を求めます。

**○健康福祉課長（岡 義行君）**

皆さんこんにちは。

私のほうから、礎議員の独居町民の対応はの、ひとり暮らしの町民の把握はできているかの質問に御答弁させていただきます。

町内の65歳以上の独居高齢者の数なんですけれども、野菊の里などの町内の施設の入所者を除いた人数で、現在、住基上で301名いらっしゃいます。

なお、町の事業では緊急通報システム事業というのを実施しておりますが、この事業の対象者は、おおむね65歳以上のひとり暮らしなどの病弱な者で、日常生活を営む上で常時注意を要する者としており、この目的はひとり暮らしなどの住居に緊急通報システム機器を設置することにより、緊急事態における不安を解消するとともに生活の安全を確保し、もってひとり暮らしなどの高齢者の福祉の増進を図ることを目的としております。現在、この緊急通報システムの利用者につきましては33名の独居高齢者の方がいらっしゃいます。

また、配食サービス事業を社会福祉協議会のほうに委託して実施しておりますけれども、この対象者は満65歳以上の単身世帯、高齢者のみ世帯、及びこれに準ずる世帯、並びに重度心身障害者であって、老衰、心身の障害及び疾病等の理由により食事が困難な者としております。この目的は、調理を行うに当たって支障のある老人に対し配食を行うことによって日常生活の利便を図り、あわせて安否確認を行うことによって利用者の健康状態を、生活実態

を把握することにより福祉の増進を図ることを目的としております。毎日、昼食、夕食を配達しております。現在29名の方が利用されておりますけれども、そのうち独居高齢者につきましては23名の方が利用されております。また、民生児童委員さんたちが21名いらっしゃいますけれども、この21名で各地区の独居高齢者、あるいは高齢世帯等を随時訪問されております。

以上、緊急通報システム、あるいは配食サービス事業、民生委員さんによる訪問などによりまして、そういう独居高齢者等の見守りを行っている現状でございます。

以上で答弁を終わります。

#### ○4番（碓 勝征君）

課長のほうから現状報告と申しますか、民生委員さんの随時訪問等々をしているということでございますけれども、さきの報道でありましたように高齢の、87歳、82歳の兄弟の方が孤立死をされた報道がなされておりました。時間もかなりたっていたということで、二、三カ月前のレシートが散らばっていたということ等の報道がされておりました。で、さらに、町内でも事例があったということは承知されておるかと思っておりますけれども、四、五日経過されていたということがあったようでございます。町内に子供さんもおられたということでございますけれども、今、課長のほうからありましたように民生児童委員さんの随時訪問というのが、どの程度、どの間隔でなされていたのかということもちょっと疑問に感じるわけでございますけれども、いわゆる見回り、見守り、この連携ですね、ここら付近の、もう少し具体的な民生児童委員さんの訪問なり、昼食、夕食の受注発注の関係も、これはおっしゃられましたけれども、そこら付近の具体的な詳細な状況はどうなっているかということをお尋ねしたいと思います。

#### ○健康福祉課長（岡 義行君）

ただいまの議員の質問の部分で、その方については私も承知をしております。その方につきましては、新聞の配達員さんが玄関外側に新聞を置くようになっておりまして、それが約1週間程度ずっとたまっていったということで、その新聞のたまりぐあいを見て近所の店のほうに話をされ、その方が民生委員さんのほうに連絡されたと。で、また民生委員さんにつきましては——その方につきましては先ほどの緊急通報システム、あるいは配食サービスを受けておられませんでした。また、その方は私もたまにおたっしゃ館のほうにも行きますけれども、よく見かけておりました。で、ただ要援護者の台帳、この分につきましてはその方は登録をされておりましたので、その民生委員さんがその台帳を見られて、台帳をもとに御家族の方に連絡をされましたけれども、その台帳に記載されている携帯の番号がちょっと違っていたということで、たまたまその方につきましては民生委員さんもある程度御存じでしたので、その子供さんが行っていらっしゃるところに連絡をさしあげられたら、たまたまそこに子供さんがいらしゃったので、その日の夕方と一緒に確認されに行かれたということで

聞いております。で、思うに、配食サービスをもし受けられていたら、これが毎日見守りしながら安否確認をしながら配食されますので、それを申し込まれていたらと思うと、もう少し早く発見できたのではないかと思いますけれども、いかんせん、そういうふうで、よくおたっしゃ館のほうで午前中ぐらいにお風呂に入りに来られたとよく見ておりましたので、そのときは元気でいらっしゃったと思われまして。で、急にそういうふうになられたので、私も心を痛めております。

以上でございます。

#### ○4番（碓 勝征君）

私は、民生児童委員さんが随時訪問しているという課長のお答えがありましたので、その中身をもうちょっとお尋ねしたかったんですけども。

やはり夫婦で生活をしており配偶者がお亡くなりになれば、非常に不安になるということがあることは、もうお互いさまでございますけれども、まずひとり暮らしの方の把握をしっかりとさせていただくことが大事じゃないかと。そうすることが安全安心の確保につながるということになるかと思っておりますので、人はそれぞれ両親から、御先祖からいただいた命でございますので、これを大事にしなければならない。そういう環境下に陥ったときの手助け、これは行政がしっかりやるべきじゃなかろうかというふうに思うわけですね。もちろん身内の方とか、近所、それぞれ区の役員さん等々の方もございましょうけれども、まずは直接見守りをしていただく、今、岡課長のほうから申されている、あなたの課が担当課でもあるし、その組織体である民生児童委員さんの活動をしっかり確認してやってもらうべきであると思っておりますので、もう1回その辺をお尋ねしたいと思っております。

#### ○健康福祉課長（岡 義行君）

見守り実態につきましては、随時といいますと、これが毎日とか毎週とかいう部分じゃなくて、大体一月に1回ぐらい見守っているというふうにお聞きをしておりますけれども、今回の件につきましては1月の中旬ぐらいにありました件なので、2月の民生委員会に担当の民生委員さんのほうより事例を発表されまして、各地区の民生委員さんたちもその発表を受けまして、今後注視されていくと思われまして、こちらのほうの健康福祉課としましても、そういうふうには民生委員さんたちのほうに、御協力をお願いをしていきたいと思っております。

以上です。

#### ○4番（碓 勝征君）

申し上げたとおりでございます。とにかく人間というものは、人というのは互いに支え合って生活していくのが一番基本でございますけれども、片一方が外れば全く独居ということになりますので、ここはしっかりと担当課として見守りをしていただき、民生児童委員さんも1カ月に1回ぐらいということもございましょうけれども、例えば住民運動を展開し

ながら、そういう独居の方に対する近所の皆様方のおつき合いと申しますか、その地区内でのつながりもございますので、そこら付近をしっかりと連携を保ちながら担当課として民生児童委員さんはもちろんでございますけれども、各区内の皆様方の取り組みと申しますか、そこら付近を指導していただきたいというように思います。

**○議長（大川隆城君）**

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは次に進みます。

体罰問題について、執行部の答弁を求めます。

**○教育課長（小野清人君）**

礎議員の体罰問題、当町小・中学校での実態はどうかという御質問でございます。

他県におきまして、昨年末、部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺という痛ましい事件がありました。この事件を受けて文科省は、1月末に全国の地教委に対し体罰に係る実態把握調査を依頼されました。これを受けまして、当教育委員会では小・中学校に調査の実施を依頼しております。

この調査は2件ございまして、まず調査1としては、平成24年4月から平成25年1月までの間、体罰ではないかとして学校で調査した案件があるかないかという調査でございます。この件につきましてはもう回答が出ておりまして、小・中学校ともそういう案件はないということございまして。

また、調査2はアンケート方式でございまして、教職員、中学生は中学生本人、それと中学生の保護者、小学校におきましては保護者と児童へ行うものです。このアンケートの内容としましては、体罰を受けたことがあるかないか、見たことがあるかないか、暴力ではないが肉体的苦痛、例えば長時間の正座、そういうことを受けたことがあるかないかという調査でございます。この調査は、中学校におきましては生徒に2月の12日に実施をいたしてございまして、即日回収を行っております。中学校の保護者、また小学校の児童保護者につきましては2月12日に配布をいたしまして、その週末15日ぐらいには回収をいたしてございまして、現在集計をしている状況でございますので、この調査につきましてはまだ実態をつかめていないという状況でございます。

以上です。

**○4番（碓 勝征君）**

課長のほうから、文科省の指導等々で学校調査の実施がなされたということのようでございます。

町、いわゆる教育課自体で調査と申しますか、文科省の指導によつての調査、実態調査ということでございますけれども、町としての、地教委としての調査というのはないんでしょうかね。対応されたのでしょうか。

### ○教育課長（小野清人君）

ただいま申しあげました文科省の調査につきましては、文科省がつくった調査でございます。で、町独自で調査はしていないかという御質問でございますが、町独自では調査を行っておりません。そういう事案があれば、両校長のほうから地教委のほうに報告が上がってくるというふうに手段はなっておりますので、上がってきてないということはないということと考えておりますが、先ほどの繰り返しになりますが、24年4月から25年1月までの間は、学校自体でそういった調査を行っていませんので、該当なしということで判断しております。

以上です。

### ○議長（大川隆城君）

次に進みます。

2番目の学校教育法第11条の解釈について執行部の答弁を求めます。

### ○教育長（矢動丸壽之君）

礎議員の、体罰、学校教育法第11条の解釈はというお尋ねに、私の答えをさせていただきます。

御案内のとおり学校教育法第11条というものは、教育上必要がある場合には児童生徒及び学生に懲戒を加えることができますよと、でも体罰は絶対にいけませんよということでございます。これの解釈について、教育長としてどういうふうに思うかということのお尋ねではないかというふうに思います。しかし、この解釈については法令で決まっております、これは揺るぎないものでございまして、これは絶対に体罰は認められるべきものではありませんので、それは厳として厳しく対応していかなければいけないというふうに思っています。

ただ、児童生徒の成長を目的として、その当該児童等に生活や行動等を反省させ立ち直りを図りたいとして、しっかりとした若者に育ててもらいたいという思いの手段の一つで懲戒を認めていただいているわけですね。その、懲戒というものはやっぱり、これは教育に携わる、専門的な知識経験を持った者、学校の教員、校長が実際行うわけですがけれども、そういう形でさせていただいているわけでございます。

ただ、この懲戒と体罰との違いがどこにあるのかと、ここが非常に難しいものでございまして、有形力の行使というものが、本当に体罰なのか、そういうものをどこでどのように判断するかというその境目が難しいところで、私たち教育関係者も悩んでいるところでございます。ただ、全てが有形力を行使したからこれは体罰だということにはならないと、文科省もそのようにして、その根拠は昭和56年でございましたか、東京高裁の判決がございまして、一概に有形力の行使が体罰にはならないという判決が出ております。それをよりどころにして、その子供たちの何と申しましょうか、成長の年齢ですね、成長、あるいはそういうことを振る舞った時間とか、態様とか、そういうものを十分に考えた上で判断をしていくということになっております。

でも、殴ったり蹴ったりと、そういう事象につきましてはもう弁解の余地はない。ただ、私が一つ解釈の上で悩んでいるのは、殴るとたたくの違い、殴るのは感情かな、たたくという場合には、平手でたたくのは理性を伴った上で軽く注意を促す、立ち直らせるものかなと思います。ただ、有形力の行使という意味からしたら、これは私は体罰には当たると思っております。ただ、教育をする上でやむを得なかったのではなかろうかなとも、そういうのを判断いたします。とにかく私自身も、この解釈については悩むところでございますけれども、厳に法律としては体罰は禁止されておりますので、ならぬものはならぬという気持ちでずっといきたい、そうしてきておりますし、そうしていきたいというふうに思っております。これが法令の解釈というふうに考えております。

以上です。

#### ○4番（碓 勝征君）

教育長のほうからは、この懲戒と体罰の区分けと申しますか、そこら付近が問題であるということでございます。

とにかく、11条には校長及び教員は教育上必要があると認めるときは、上級庁の定めるところにより児童生徒に懲戒を加えることができると、ただし体罰は加えることができないということが書いてあるわけですがけれども、今、申された殴る、たたくとか、有形力の行使、生活態度を改めるために、成長を促すためにということ等々があるようでございます。私はいずれにいたしましても、この体罰ということにつきましては、皆さん御承知のとおり公立高校の男子生徒の自殺なり、滋賀県大津市の中学校のいじめ自殺問題等々の前例がございますけれども、いずれにいたしましても、私は体罰というものは人権侵害そのものであると、学校教育法の違反であると、さらに肉体的な痛みや心の傷に苦しむようなそういう行動、さらに体罰は絶対に許されないという、明らかに体罰は暴力であり、ある意味では子供のいじめと同じ、同等の許されない行為であるというふうに私は思います。厳しくていい教師とは、教育長もよく御存じのとおりであるかと思えます。

我が町には幸いに今のところ、そういう事例がないということでございますけれども、きょうのニュースにもついておりました。いじめと体罰防止問題で第三者委員会を、組織をつくって通報等々の問題で対応するとか、そういうことで、いじめと体罰問題につきましては国も提言をまとめるという動きもあるようでございますので、どうぞ我が町にこういうことがないように願うばかりでございますけれども、事実として全国的にこういう事例等が出ております。どうぞここら付近を十分理解をいただけることは、十分教育長おわかりというふうに思いますので、この体罰、加えていじめ等につきましても、先ほど同僚からありました不登校の問題もございましょう。もろもろを含めたところでの教育問題、強いて言えば家庭の変化なり、地域社会の変化等々もございましてけれども、さらに学校教育に期待をしているという保護者、地域の皆さんの思いもございまして、そこら付近を含めて教育長からもう

一度お話をいただきたいと思います。

### ○教育長（矢動丸壽之君）

碓議員の再質問にお答えさせていただきます。

確かに、本当に痛ましい事故が続いております、それはまた学校現場に限らず、社会人の分野にまで及んでいるという現状を考えていきますと、非常に胸が痛いものでございます。

とにかく、教育委員会といたしましては、もう今現在、小学校中学校に在籍している先生方に、この11条というものをしっかりと御理解いただいて、先生方は教員採用試験でこの学校教育法第11条というのは必ず勉強してきて、もう頭の中に入ってきているもの、それが実際の現場に来たときに、ついそここのところを思いとは別の行動が走るということになってきているんじゃないかと、先生たちについては、やっぱりならんことはならんということをしつかりと指導していききたいというふうに思っております。

で、私なりにその11条の解釈を、もう1つ別の切り口で考えていたんですけれども、教員には5つの役割を振る舞わなければいけないというふうに、これは私が若いとき、校長から指導されたものでもすけれども。

教員には、学者としての役割、それは教える役割ですね。2番目にはお医者さんとしての役割がある。3番目には易者、予言者の役割がある。4番目には役者——芸能人の役者です。5番目に指揮者——コンダクターです。この5つの役割、5本の指でこれを頭に覚えておきなさいというふうに言われました。

で、この体罰等に関しましては、やはり子供たち、児童生徒を、悩んでいる、あるいはしつけ、ちょっと間違っているかなというときに、正してやっていこうとするお医者さんの役目かなというふうに考えたりしておりました。

それで、ちょっと話が変わりますけれども、最近服用する薬が非常に飲みやすくなっております。孫が薬を飲むときに、いとも平気に飲んでいきます。私たちの小さいころは、薬というのは苦くて飲みきらなかったんです。良薬口に苦しという言葉も聞いたりしておりました。何かをよくしようとするときには、苦いというようなことを経験してきました。現在は、薬は飲みやすく甘くなっている。孫たちも平気で飲んでいる。だから、教育——このしつけ、この薬と同じような形で教員は考えていかなければいけないんじゃないかと、今までのような——ここで11条で書いてある体罰禁止。こういう薬を、この体罰という薬じゃなくて、もっと子供がずっと飲み込みやすい、そういうものを、製薬会社は企業努力をして苦い薬から甘い薬に変えてきておるわけですから、教育もそういうふうにしていかなければいけないんじゃないかな、11条というのはそういうふうなことで、教員は体罰に頼らんで、しっかりとした指導をしていきなさいというふうに言われているんじゃないかなという考えを持っておりました。そういう意味で、私は碓議員の質問にありましたことを胸に引きとめまして、しっかりと学校を、私も含めまして教育界をしっかりと守っていききたいなというふうに思っ

おります。

以上で回答を終わります。

**○議長（大川隆城君）**

次に進みます。

中央公園多目的への保健用具はという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

**○生涯学習課副課長（江崎由起子君）**

碓議員さんの、中央公園多目的への保健用具は、利用者からの要望実行はできたかという質問に対して答弁いたします。

平成24年第2回定例会におきまして碓議員より、「中央公園の散歩コースについて消費カロリー関係の用具の設置はできないか」との質問に対しまして、町長より「財政に影響を与えない程度に活用を検討します」と答弁しております。それによりまして、中央公園の佐賀県緊急雇用創出基金事業の補助金を活用しまして、現在、公園内のウォーキングコースの見取り図もあわせて消費カロリー等の表示をした看板の設置を発注しております。3月にはコースの入り口に設置できるものと思っております。表示につきましてはあくまでも参考値、目安として利用していただき、自分の体力や体調に合わせて活用していただきたいと思っております。

また、ウォーキングコースの一部補修も行います。これから季節がよくなり利用者もふえてくると思いますので、安全な管理に努めていきます。

以上です。

**○4番（碓 勝征君）**

中央公園、立派な施設ができておりますので、利用者の要望等をしっかり聞いてもらいたいということで前回より申し上げておりましたけれども、ただいま、副課長のほうからウォーキング関係の表示板設置なり、用具につきましては、3月までにつけ終わるということのようでございますけれども、どういう内容のものか、ちょっとお知らせをいただきたいと思っております。

**○生涯学習副課長（江崎由紀子君）**

ウォーキングコースの入り口に掲示板を設けます。その掲示板につきましては、縦横1メートル20、ウォーキングコースが二通りありますので、外側のコースを上級者コース、内側のコースを初級者コースとして表示をしております。

外側のコースにつきましては、760メートル、目標のタイムとして7分30秒、70キロの男性の方が1周しますと40キロカロリーの消費をいたします。50キロの女性で申し上げますと30キロカロリーの消費をいたします。

内側の初級者コースにつきましては、625メートル、目標タイム6分40秒、同じく70キロの男性の方で30キロカロリー、50キロの女性の方で20キロカロリーの消費をします。こうい

う看板の設置を計画しております。

○4番（碓 勝征君）

今、副課長のほうから、掲示板の中にそれぞれコースの距離なり所要時間、それからそれに対する男子、女子ですかね、その事例もきちんと書いてあるということですかね。わかりました。やはり、利用する皆様も自分の体力との兼ね合いもございましょうし、そういう設置をしていただくことによって利用者の活用もできるというふうに思います。

わかりました。ありがとうございました。

○議長（大川隆城君）

以上で4番議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、2時30分まで休憩いたします。休憩。

午後2時15分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

7番岡光廣君、お願いいたします。

○7番（岡 光廣君）

皆さんこんにちは。通告に従いまして、7番岡光廣が今から一般質問をさせていただきます。今回につきましては、要するに先ほど武廣町長のほうから施政方針を出されました。そういうことで、今回は新年度予算についても、平成24年4月から進めているまちづくりプランですか、これに沿って一応立てておられるということでもありますので、今回の私の一般質問につきましては、今後10年後、20年を見据えた形で一応、質問をしていくというように思っております。

それで、今回の上峰町のまちづくりプランについて、1つ、現状とまちづくりの方向性ということで、大きな柱を持ちまして、1点目に生活基盤の強化、そして適正な土地利用の誘導ということで、現在、西峰地区東西2号線以南の計画。これが要するに今現在、計画的な形で整備をされておられませんので、今後どのように考えて取り組んでいかれるかということを一つ上げております。

2番目に、農・住環境に配慮した農業の促進ということで、非常に西峰地区につきましては、皆さん方御存じのとおり南は水田地帯、中ほど西峰地区については畑作地帯ということ

で、要するに戦後ずっとそのような形で進んできておりますけれども、時代の流れとして、特に東西2号線から以北につきましては、大分住宅関係が整備されてきております。そういうことでその整備ですね、農地として現在残っておりますけれども、そのような農地の有効な利用と住宅地、両方兼ね合わせた整備をどのようにしてされていくかということで、農・住環境に配慮した農業の促進と両面を兼ねて、2番目取り入れております。

3番目に、環境衛生の強化ということで、生活排水処理等の現状と今後のあり方ということで、現在も、町としては、最終目標としては1万人を目標にしていろいろなまちづくりを進めていくという計画をされておりますので、その辺10年後、20年後、特に現在のところ、上峰町の場合は年齢、若年層が非常に多くて、10年後それ以後ぐらいまではある程度の線は維持できるような形になりますけれども、やはり20年後につきましては、いろいろな問題が高齢化関係も、いろいろな面で加わってくるというふうに思いますので、その生活排水処理の今後の将来的な取り組み方はどのように進めるか。特に上峰町の場合は、集落排水関係が整備されてきておりますけれども、やはり人口の増加と老朽化による機能強化等もいろいろな面で影響を町政のほうにも及ぼしてくるというふうに思いますので、総合的に加味した形の質問にしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

#### ○議長（大川隆城君）

それでは、7番議員の質問であります、上峰町まちづくりプランについての中で、まず最初に、生活基盤の強化について執行部の答弁を求めます。

#### ○町長（武廣勇平君）

7番岡光廣議員の上峰町まちづくりプランについての質問で、現状とまちづくりの方向性。1、生活基盤の強化と適正な土地利用への誘導（西峰地区東西2号線以南の計画は）ということで質問が上がっております。御答弁申し上げます。

この生活基盤の強化、特に道路に関しての西峰2号線以南の状況は、これまで西峰2号線のみが舗装がなされており、また西峰3号線と4号線については、まず西峰3号線ですが、当時地権者の同意を得られず、町道の認定がなされていないというような状況だと聞き及ぶところです。また、町道4号線については認定がされた状況となっております。なかなか地権者の了解がいただけない状況で、現状の対応となっておりますが、2号線周辺の、本町としては生活基盤の強化という意味で、住宅立地を促進することが必要ということで考えているところでございます。

#### ○7番（岡 光廣君）

御答弁ありがとうございました。現在3号線については、一応農道ということで米多の現在の農道に一応なっておるわけです。そこで、まず、ずっと進める前に、三上西峰地区をモデル地区指定等がされておりましたけれども、計画的な推進ですね、これは、一応十分行政側御存じというふうに思いますけれども、当時、上峰町住宅マスタープラン、これに沿って

ずっとまちづくりを進めてこられておられるわけです。その中で現在の、その当時、計画書が立っておりますけれども、東西2号線から以北と以南ですね、その分についても、具体的なその当時の計画書が実は作成されているわけです。そういうことで、行政側としても基本的には、今回、武廣町政においても第4次総合計画、これを立てるに当たっては、今後10年間を見据えた形で基本的には立てられております。その当時も、第3次関係においても、このような計画に沿ってまちづくりを最終的に計画に沿った形で進めていくと、今現在の武廣町長としても一緒の考えを持っておられると思いますけれども、やはり、もう一度こういうふうな計画というのが、具体的に行政側としても取り組まれてきたかどうかということですね。この計画案については御存じであったでしょうか、その辺をお伺いしたいと思います。

#### ○町長（武廣勇平君）

7番岡議員の再度のお尋ねですが、この西峰地区の計画については、現在、設計を起ししながら変則五差路の改良の案と、また請願が上がってございました北部地区の道路改良の計画を私は承知いたしております。今まで住宅マスタープラン初めさまざまな行政の計画が、基本的に一般的な右肩上がりの成長と人口増加と、また生産年齢人口も増加するという前提で組み立ててこられたと、私自身は個人的に認識しております、これから人口が減少し高齢化を迎え税収が減少し、高支出の構造というふうに歳出構造が変わる中、公共事業についての考え方は見直していくべきだというふうには考えております。

一般的な考え方ということで、広く学者さん方が試算をされているデータを見てみますと、ある自治体をそのモデルにおいて、平均的な普通建設の事業費が、これから20年間でどのように移り変わっていくかということを実算したケースがございます。1つ、個人住民税は生産年齢人口の減少において減ること。また、築30年以上を経た自治体周辺の老朽化施設は、今後20年で更新するということを考えて、現在を1とした場合、1.68倍に膨らむということで、この試算をもとに考えれば、新規事業を財源論を度外視したまま計画を進めれば、現役世代はたとえ便益を受けたとしても、後の世代に大きな負担を残し、また既存のもの、ストック施設にしても道路にしても、全ては更新できないことも視野に入れなきゃいけない。

つまり、この議会との議論の中で選択と集中をするということが、公共事業についての考え方で求められることに当然今後はなってくるという中にありますので、これまでの計画やら慣行やらを前提に、何といたしますか、なかなか今後は制度を、計画をそのまま進めていくという姿勢は難しくなるということを申し上げさせていただきたいと思います。

以上です。

#### ○7番（岡 光廣君）

この計画については十分、ちょっと認識されていたかどうかは私もわかりませんが、御答弁については、十分な回答をいただけなかったということでもあります。

先ほど、一番最初に触れられましたこの2号線から北、もともと旧道上坊所から、要する

に、坊所から三田川線から以北については、十分地区の皆さんから請願等も出され、今調査をし実施設計のほうに入っていくというような計画的な状態で進められております。

この南部につきましても、基本的には当時の計画、10年後を見据えた形でやっぱりその当時もいろんな分野から総合的に検討して、上峰町の目標人口、最終的には1万人を目標という形で、基本的には西峰地区は、最終的に農地としては十分部分的に残るといように思いますけれども、その状態を加味してその当時作成をされているわけです。

今回の第4次総合計画につきましても、今までの流れを一応基本にしなから、再度新しい計画を組み入れて、この計画を進めていくというふうに、町長も今回の第4次総合計画の中で、施政方針の中でもそのような考えを述べられているというふうに思うわけです。そういうことで当然、できるだけその時代の流れによって見直しはされていくというふうに思いますけれども、基本的にはやはり最終的な目標を掲げたならば、それなりの計画書というのは当然作成していかなければいけないということ。それは、特に言うまでもないというふうに思うわけですよ。

そういうことで、なぜこういうことを言うかということ、やはり坊所三田川線、もとの三田川線から上については、やはりいろんなミニ開発、今現在出ているのはやはり通常の開発とミニ開発ということで一応一般的に言われておりますけれども、そういうような形で民間活力でずっとはやってきておりましたけれども、基本的な町自体のびしっとした方向性ということが決まっておれば、道路の幅にしろ、要するに開発するときには、例えば行きどまりがないような宅地開発を指導するとか、やはりいろんなことが、恐らくその当時はそこまでいってなかったんじゃないかというふうに思われるわけですよ。現在のところ、この計画書については、基本的には路線をびしっと設定して、この道路については6メートル道路とかいうことを、びしゃっと計画書で示してあるわけですよ。そういうことで、いろんな宅地開発等が起きた場合は、町としてはこのような計画で持っていきたいというふうに思うから、その辺の指導関係も十分にできると思うわけですよ。

そういうことで、こういうふうな今現在道路問題、特に坊所の変則五差路、それと三上の東西の道路、この分についても一応普通の道路だったけど、基本的には2路線とも町道認定して、このような形で行くということで、行政が指示されて現在調査に入っているわけですよ。そういうことで基本的な姿勢をやはり行政側としても示してほしいわけですよ。

そういうことで計画的な取り組みをしてほしいということで、要するに10年後、20年後を見据えた形で、町としてはどのように取り組んでいくかということが今回の趣旨でありますので、特に今後、計画書を今町長が示されているのは、前の計画に沿いながら新しい今後のことに合わせて取り組んでいくということと言われるとするならば、具体的にどのような計画を立てて、この西峰地区の住宅形成等をお考えになっているか、まずは基本的な考えをお示しをお願いしたいと思います。

### ○町長（武廣勇平君）

7番岡議員のお尋ねですが、申しわけございません、私の言葉足らずで正確に伝え切れてなかったのかもしれませんが、基本的には以前の計画をもとに、それらの行政的には計画を継続するという慣行をもとに、新たな整備等を考えられる余裕がなくなっている、また、今後、ますますなくなってくるという時代背景を認識していただいて、できることからやっていくということで考えております。しかも、生産年齢人口をしっかりと転入を促進する上では、ソフト事業の延伸からまずおくれをとっておる部分から初め、また、今、議員が御提案の三上地区の生活環境整備についても、これは直接的な定住促進施策として、今の財政の範囲でやっている、ということでございます。

さきの振興常任委員会では、私どものほうから設計をしていただいた内容を諮らせていただきました。その際は、変則五差路の計画と北部地区の計画を示し、その際、振興委員の皆様方から、五差路三上北部についての計画を行いなさいという意見をいただいております。

道路につきましては、御案内のように請願をもとに今回予算計上しております八枚坊所新村線、また三上北部の道路やら、これも継続ですが、堤1号、2号線等がございます。これらも順序よく予算措置を行っている最中でございます、全体の予算の中で、できる範囲からやっていくという姿勢でございますので、今後3号線、4号線の対応については、その予算措置、光明を見出す中でされるべきであるというふうに考えます。

### ○7番（岡 光廣君）

ありがとうございます。現在、この道路整備、住宅地の整備ですけれども、この分は、やはり今、計画路線、要するにいろいろ指定、三上地区の現況と予定道路にしているということで、ここにぴしっと示されておりますけれども、これにはその当時、現在特に東西2号線、この分は防衛庁の補助ですね。実現しておりますけれども、その当時からもう既に計画の段階で載っているわけですね。そういうことで、まず、これに沿って進めていかれるか、そりゃ当然やるやらはその当時の財政状況によって進めていかれるのは当然のことです。それで財政を勘案しながら、できるだけ費用も安く上がるような方法で検討されていかなければいけないので、まず私が知りたいのは、こういうふうに計画書に載っているこの計画について、基本的にはどのような計画に沿って進むか、また今の状況で新しい計画を立てるか、その辺を今現在、武廣町長さんも来月を迎えてはつきり言われたい点もあるかも知れませんが、この第4次総合計画については、武廣町政でできた計画であります。そいけん、その分の今度の施政方針に上げられた分についても、10年後を見据えた形で計画をされているわけです。そして、この計画に沿って、新たな計画をまたこれに追加されるか落とすかどうか分かりませんが、進められていきますので、作成された現在、武廣町長さんのもとで10年間の計画を立てられておりますので、その辺も十分踏まえて第4次総合計画が立てら

れていると思いますので、その辺をこの計画に沿って進められていくか、新たな計画を立ち上げてするか、まあそれは言われんと思いますので、この計画に沿って、やっぱりまず基本的には進んでいかなければいけないかどうかということ、現時点の町長の立場で結構ですから、これを基本的に重視していくかどうかということ、まず確認したいと思います。よろしくをお願いします。

**○町長（武廣勇平君）**

繰り返しの答弁になりますが、この西峰3号線、4号線の考え方、三上地区全体の考え方は、先般、振興常任委員会と協議をする中で決めていきたいということで、ただいま申し上げたつもりでございます。

住宅マスタープランの記載はちょっと確認しなきゃいけませんけれども、今、岡議員からの御質問の中で推察しますと、西峰3号線、4号線も防衛予算の予算措置を申請する際に計画ができているという発言があったかと思います。私は、その防衛予算による西峰2号線事業について、もう完了したというふうな理解を示しておりました。その中で、新たにこの三上地区の北部地区また変則五差路の計画を、限りのある予算の中で設計を起し、振興常任委員会にお諮りしたところでございます。意見としては、先ほど繰り返し申し上げますが、北部と五差路の改良をなさいたいということで御意見を賜りましたので、その趣旨で受けとめておまして、今後そのような運びになってまいるというふうに思っております。

**○7番（岡 光廣君）**

ありがとうございます。先ほど、東西2号線、3号線じゃなくて2号線の時点で、一応全部、西峰地区の南部についても、計画路線としてぴしっと載っているということでありますので、2号線の後、3号線、4号線も、ここにちゃんと載っておりますので、計画の中です。ね。そいけんが、これに基づいて、これは平成15年3月発行の計画書です。以前、私が西峰地区については、どのような位置づけをしているかということで質問したときに、このマスタープランにのって進めているということで回答がっておりますので、その分の資料を実は確認して、今質問しているところでございます。

それで、一応この件については、今回ずっと質問等を進めていくというふうに思いますけれども、最後の質問ということで、まず、一番最初の人に町長のほうから御答弁されました、この3号線について何でできんやったかと、地権者が反対したけんができんやったと、当然その当時やっぱり反対も実はありました。2号線つくるときもいろいろありましたけれども、行政の方の御努力もありまして実現できた。3号線につきましては、地権者のその当時、反対があったということは事実でございます。しかしながら、現在、非常にやはり畑作地帯ということで、やはりどこも一緒ですけれども、南部についてはいろんな事業展開がされてきたわけですね。特に、水田地帯については、町長も今度の施政方針の中にも上げられておりますとおりに、この農業分野におきましては、第1次構造改善事業から県営圃場整備

事業、それから第2次構造改善事業、ここで上峰町の農業の近代化が一気に進んだわけです。そして、その後、現在いろんな水路関係の維持管理等がずっと徐々になされて、最終的に今圃場関係のやっぱり優良農地を確保するために、今言われましたフォアスですね。それと最終的には今の防災クリーク、要するに未整備のところの土水路、防災クリークののり落ちの防止ということで、今後のこの事業が完了すれば、当分の間、今までの圃場整備関係が推移した経過から見れば、しばらくの間は十分圃場の条件整備が整ったわけです。その中で現在、上峰町の中でも三上西峰地区というのは、南の水田に匹敵するだけのいい優良な、実際畑作地帯でありました。しかしながら、条件的に非常にいいということで、現在、宅地化が進んできておりますけれども、やはり残された農地についても、一生懸命農業されている方がおるわけです。それで、その宅地の開発によって、やはり畑もいろんな障害が出てきておるわけです。というのは、当時、私たちも昭和何年ですかね、戦後間もなく物心がついたころから、あそこは携わってきておりますから十分知っているわけですね。それで、あそこの場合は、なぜ排水事業、要するに道路と排水をなぜ言うかということで、排水関係については、西峰の東西2号線から上のほうがずっと整備された関係上、排水が非常に悪かったわけです。そういうことで西側の1水路2水路は、行政のほうに再三お願いして2水路は整備をしていただきました。

それと、今現在、この要望している3号線、この分については、いろんな問題の関係で排水関係は3号線のところまで、要するに行政の費用じゃなくて、ほかの目的を利用して排水工事を進めてきたわけです。いろんな地権者の方の協力によって。それで、今、西峰地区で一番困っているのが、3号線の北側、南側が問題になっておるわけです。というのは、その当時、この3号線沿いは一番非常にいい優良な畑地帯だったわけです。しかしながら、何でか知らんけど、地下水の問題で非常に乾かなくなってきたわけです。3号線の北側と南側が。というのは、行政側も確認してもらっても結構ですけれども、2本目と3本目の水路整備をしたところについては、水がどんどん噴き出しているわけですね。要するに地下水が上昇しているわけです。そういうことで、2本目3本目についてはどんどん水が噴き出ておりますので、見ていただければ結構すぐわかります。それで一番東側から2本目までが、要するに3号線から上のほうが排水がないわけです、正直言いまして。それで、先ほど地元の地権者の方についても、やはり道路の計画等お願いして、排水路までつけていただくとするならば、非常にいい優良農地に戻るということで、何とかしてくれんかいというふうな要望も、今現在出てきております。そういうことで、農地、水の問題でありましたけれども、私も、一日出て、そこの整備に携わったわけですけれども、言わんとするところはできるだけ畑は畑、優良畑として確保して、宅地は宅地として、やはり両方がいい農業関係の方と住宅地の関係がうまくできるように、後々いろんな開発が十分できるように、何とか我々としても道路については、協力せんばでけんという御意見が出たわけです。そういうことで、私は、

今回この質問を出しております。その当時はいろんな問題がありまして、いろんな絡みがありまして反対がありましたけれども、今回の場合はその状況が北部のほうが開発とかされて、地下水が上がってきたことか知らんけど、乾きが非常に悪くなった。そういうことで、畑作も3分の1以上がもうつくられんような状態になってきているということで、道路をすることによって、今北側と南側両方とも側溝を入れていただいておりますので、排水が十分にそれに沿ってできるという形になりますので、私としては、要するに請願請願というようなこともありますけれども、やはり町として、具体的にどのように計画的に持っていかかという、お考えを示していただくのが行政の努めじゃなかろうかということもあります。それによってやはり地権者の方が協力していくと、特に町長はその辺を強く強調されますので、現在は以前のような形の状態じゃなくて、とにかく両方ともいい形で進んでいかれるような形を、やっぱりつくっていかんばいかんということで、農家の皆さん方もそのような御意見を持っておられますので、再度、例えば概算調査費なんかをつけていただいて、いずれは計画をいついつとか、そこは載せられんかもわからんばってんが、そういうような計画書をつくって、三上の東西の2本の路線と南北の路線を、1回調査費をつけてされたというふうに思います。

そういうことで、この3号線についても、そういうふうな調査費用をつけていただいて調査をやって、やはりその予算の都合のつくときに、要するに計画に載せられるような準備態勢をとってほしいという意味合いで質問しておりますので、その辺、町長の御答弁をお願いします。

#### ○町長（武廣勇平君）

岡議員の長い御経験と農・住環境の整備のこれまでの経緯と、現在地元の住民の方の御意向等を詳細にお伝えいただき、本当に心から感謝を申し上げます。

今、最後に岡議員が申されましたように、光明を見出す財政的に対応ができる際への備えとしてどう考えるかということは、この地区について将来的なところを理解する必要が新首長にはあると思っております。

私、冒頭に、まず先ほど申されました、この住宅マスタープランの取り扱いをどう考えるかということから、まず答弁させてもらいたいですけれども、私がお話を聞いている中で、防衛予算をもとにした西峰2号線、3号線、4号線の計画があるかと思っておりましたが、それはないということで、2号線の事業で完了していると、住宅マスタープランに載っているものだというふうに理解しております。

今回のこの総合計画、上峰まちづくりプランにはこの住宅施策の中の111ページ、住宅マスタープランの見直し検討という項目を入れております。読み上げますと、「実情に即した住宅施策を町民の理解と協力のもとに総合的・計画的に進めるため、住宅マスタープランの見直しを検討します。」ということと、また新たな住宅地の形成ということで、「人口増加による町の活力向上を見据え、民間開発の適正な誘導等により良好な環境の新たな住宅地の

形成を促進します。」と書いております。これに基づいて、要するにこの書き方は、この三上地区に限定的に物を申しているわけではございませんで、これから公共投資は極力人口減少、高齢化に備えて選択と集中をしていかなければいけないということをもとに、記載がされているというふうに理解していただきたいと思っております。その上で三上地区は、定住促進の直接的な場所として、また生産年齢人口のファミリー世帯の転入を促す意味も含めて、優良な住宅地だと思っておりますので、ここは議員と一致するところですが、財政の光明が見出されたときに対する備えは必要であるというふうに私も理解しております。

以上です。

#### ○7番（岡 光廣君）

ただいまの項につきましては、町長の御答弁本当にありがとうございます。

今後、その実施計画にのせられるように事前の調査等をお願いしておきたいということ、強く要望してこの項を終わります。

#### ○議長（大川隆城君）

次に、第2番目の農・住環境に配慮した農業の促進について、執行部の答弁を求めます。

#### ○町長（武廣勇平君）

2番目の項の農・住環境に配慮した農業の促進ということで、これも西峰地区のお話でしょうか、今お話を聞く中で考えますと、住宅地のこの進出に伴い、排水状況が非常に悪くなり、そういう状況になったものと想起されるという趣旨のお話だったと思います。

この農業と住宅の整備というものは、この町で考えるべきものでありまして、働き方についても兼業農家がほとんどを占めておられる町内の農業の状況でございますので、そうした方々が省力化をしながら、農作物の経営ができるという環境をつくるために、土地改良区初めフォアスの導入もやっけていただいているところでございます。そういう働く人、また農業を兼業として働く人の役に立つ事業については、推進をしてまいりたいと思っておりますし、農・住環境ということでの三上地区については、先ほどお答え申し上げましたように、この財政的な状況が明るくなってきた際に検討をしていく必要があると、それまでの備えが必要だということは、私も議員と共通な理解でございます。

以上です。

#### ○7番（岡 光廣君）

ありがとうございます。この2番につきましても、1番で述べたとおりに、もしこの3号線が実現すればいろんな条件がよくなって、この2番に上げております住環境に配慮した農業の促進ということが、より一層推進ができるというふうに思うわけです。現在もこの周辺につきましても、非常に後継者不足等によりまして、地元の後継者がある程度つくってはいますものの、やはり十分農地としての活用が労力的にできない状況も実は出てきております。そういうことで、上峰町内の方でそれだけの余裕のある方が、実はこのところにつくりに来

ていただいているわけです。そういうことでこの条件整備が整えば有効に西峰地区の畑地が、十分有効な活用ができるというような状況になってまいりますので、まず、この点も1番とあわせた形でお願いするわけです。

それで、今後特に、住環境に配慮した農業の促進というふうにしておりますけれども、やはり周辺にはいろんな住宅関係も多くなってきているということで、農業関係と住宅関係との密接な関係を見出すために、基本的には今、ふれあい農園とかなんとかありますけれども、やはり今後お互いが連携をとって農業との交流、コミュニティー関係づくりを今後検討していかなければいけないというふうに思いますので、もしこのようなふれあい農園に係る、こういうふうな農業体験の交流、そういう場について行政のほうはどのようにお考えであるか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

#### ○町長（武廣勇平君）

三上地区にはふれあい農園がございまして、今現在、土いじりをしながら御自宅でこの野菜づくりをされる方が多く、野菜づくりに手を挙げておられるというふうに聞き及ぶところでございますし、このふれあい農園の需要があれば、その範囲を拡大することも検討しなければならぬかもしれませんが、私は高齢世代の方々は、基本的にはもっと行政の役割を大きく担っていただくような、そういう協働を施政方針の目標に掲げております。これからは、先ほど申しました時代認識のもと、多くの方々、特に経験と知恵と工夫をお持ちの高齢の方々に、シルバー人材センター等で町内の地元のさまざまな御要望に応じていただくとか、また行政の求める役割というものも担っていただくというような形で、地域全体がこの協働を促進していくような、そういう雰囲気づくりができればと思っているところでございまして、ふれあい農園については、そういう方々の、まず優先すべきは、そういう公の御活躍をお願いしたいというところで考えているところです。

#### ○7番（岡 光廣君）

ありがとうございます。特に先ほども申し上げましたけれども、非常に農業をする人口が減ってきたと、同じ私たちの地区にとりましても、当時は三十数戸が農業を実はやっておったわけです。現在、生産組合の方がいつも寄り方しても、もう10名程度ぐらいしかもう来ないと、それだけやはり農業に専従してする人が少なくなってきている。もちろん高齢もありますけれども、そういうふうな状況下に実はなっております。

それで、特にこの農業交流については、やはり条件整備をすれば十分ほかからでも耕作をする人が出てくると思うわけです。というのは、水田でつくる作物と畑でつくる作物が全然違う関係上、畑地に沿った作物を十分つくれるということになれば、非常に意欲的に農業をする方が、十分そういうような西峰地区は荒れずに有効に利用できるわけですね。そういうことで、まず条件整備をやっていけば、農業関係についても衰退せんで、上峰町にとっても水田地帯、畑作地帯ということで、農業の活性化もできてよくなっていくというふうに思う

わけですよ。そういうことで、まず条件整備が一番大事であるということを申し添えて、今後ふれあい農園みたいなことも十分担当課のほうでも検討して行ってほしいということを要望しておきたいと思います。その件について、どのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

**○町長（武廣勇平君）**

済みません。先ほどお尋ねいただいたことに十分答えられませんで申しわけございませんでした。ふれあい農園については、高齢者の趣味の枠で私が考えて発言をしたわけでしたが、岡議員はそのふれあい農園初めこの地を農・住環境の両立ができる場として、どのようにこのエリアを考えるかという御質問だと思います。

今、申されましたように、実は三上地区には農業生産法人をつくりたいという方が問い合わせをされておられます。実際、事務所も既に設けられておりまして、先日、土地改良区やら農業委員会の皆様方とも会っていただいたところでもございます。こうした6次産業化を企画する取り組みというものは全国的に広まっておりますが、この上峰町は野菜づくりに適した場所だというふうに位置づけられ、また土地改良初め議員の皆様の後押しで進んでおります地下水位制御システムの導入により、かなり計画的に広範囲に野菜づくりを可能な状況に持っていきたいというふうにお示しをされているところでございます。

市場は単価がよくわかるらしくて、ことし売れる農産物というのも把握できるようでございます。納期のおくれや収量が足りないということが、今までの課題であったと、直販体制を築けばその課題がクリアでき、売れる農業、そして楽しめる農業が可能だという、我々にとっても大変うれしい目標を掲げておられますので、そうしたところとマッチングをしてきたことを、今後も私の役割として、さまざまな方面の業界からもそういう声があった場合には、後押しする動きを続けていきたいというふうに思っています。特に三上地区は上峰白菜ですか、大変売れる野菜がございまして、こうした上峰白菜についても、何らかの形で取り上げていければというふうに思っております。

以上です。

**○7番（岡 光廣君）**

もうこれで最後にしたいと思います。特に先ほど申されましたとおり、三上地区、西峰地区については、一時、戦後ですね、ずっとしばらくですけれども、上峰白菜で、一応市場でも非常にいい白菜ということで評価されておりました。そういうことで、現在は形としては変わってきておりますけれども、できるだけ流れの中で条件が非常に悪くなってきておりますので、優良な畑地によみがえるように行政のほうのお力を、特にお願い申し上げまして、この項を終わりたいと思います。

**○議長（大川隆城君）**

次に進みます。環境衛生の強化について執行部の答弁を求めます。

## ○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、環境衛生の強化、生活排水処理等の現状と今後のあり方ということで、御質疑に対しまして御答弁申し上げたいと思います。

前段にお配りがあったと思いますけれども、農業集落排水の供用件数等の推移ということで、資料を差し上げております。その資料の説明をまずしたいと思いますけれども、ちょっと中身的に挿入してもらった数字がありますので、御説明をしながらお願いしたいと思います。

まず、農業集落排水供用件数等の推移ということで、お尋ねのところについては平成20年度から現在に至るまでの、各年度の加入戸数とつなぎ込みの戸数ということであります。

まず、1番上のほうに19年度末の集計を上げております。それ以降については、単年ごとの新規加入とつなぎ込みの供用件数ということで、上段につなぎ込みの件数、それと下のほうの黒い縁取りのところは、新しくその年度に加入された件数を掲げておるところでございます。各処理区ごとに推移いたしております。先ほど申し上げました、一部数字的な挿入ということでお願いしたいところが、一番下の処理区のところの、一番下のほうの平成24年12月末までという欄がございます。その欄の上のほうの新規使用開始件数に前傘田が2ですね、堤が5、坊所が25、切通が20、ずっと右のほうに行きまして計のところは空欄になっておりますけれども、非常に申しわけありません、その空欄のところは一般住宅賃貸住宅のところを65という数字を挿入してもらいたいと思います。また右のほう事業所その他のところが3になります。以下集計等については合っておりますので、その部分のところは65と3という数字をお願いしたいと思っております。

そうしますと、先ほどの資料を説明申し上げます。

先ほど言いましたとおり、19年度末の集計に対しまして平成20年度から現在に至るまでの、各地区ごとのつなぎ込みの件数と新しく加入された件数を入れております。一番下のほうに20年度から現在に至るまでの集計の数字を掲げておまして、一番右の計のところは各処理区の合計ということで、最終的に上峰町全体の数字を入れておるところでございます。

期間累計といたしましては、計のところ5カ年でつなぎ込みが367世帯、そのうち183世帯が新規加入ということとなっております。事業所その他につきましては、10カ所の事業のつなぎ込みに対しまして、新しく3カ所の新規加入があるというようなことでの資料になります。

さて、質疑の中の答弁ということで、中身に入らせていただきます。

まずは、御存じのとおり本町におきましては、農業集落排水事業ということで生活排水処理を今行っているところでございます。これは上峰町下水道計画基本構想計画に基づき町を7処理区に分け、平成元年度から平成16年度までの事業として行い、今現在、水洗化率100%に達しているところでございます。その後、前傘田地区におきましては、米多団地等の建設で定住人口の増加により、平成17年から19年度で機能強化事業を行っております。また平成

23年度からは、これも定住人口及び流入人口の増加ということで、機能強化事業を坊所地区で事業展開しているところでございます。

今後については、切通処理区におきまして施設の老朽化、また切通処理区の処理場の隣接するところにつきましては、農業振興地域からも外れておりますので、開発に伴っての機能強化事業により、対応をしていく必要があるかと思っているところでございます。

また、維持管理につきましては、一般管理費を下水使用料で賄うように、今現在行っているところでございます。一般住宅と使用料金を平等化するために、事業所等の使用料金体制を改正いたしております。また、平成23年度より7処理区の維持管理の包括的民間委託ということで、7処理区別々の管理委託をしていたものを、光熱費等を全て一括契約ということでコスト縮減を図っておるところでございます。

結果、一般管理費が下水道使用料金に対しまして、平成22年度においては12,427千円ほど使用料が足りませんでしたけれども、平成23年度に至ってはそれが3,922千円、今年度としては、今現在、一般管理費を使用料金で賄っているような状況でございます。

今後のあり方といたしましては、平成21年から23年度に行いました低コスト型農業集落排水施設更新支援事業ということで策定いたしました計画書に従い、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルのコストを低減するとともに、更新や維持管理に要する経費を平準化していきたいと思っているところでございます。

以上です。

#### ○7番（岡 光廣君）

ありがとうございます。一応この推移的な問題は別として、今回質問するのが、やはり今後のあり方を重点的に聞きしておきたいというふうに思っております。特に、この生活排水処理等の現状は一応下水と合併浄化槽でしている分はごく一部、ちょっと何件かあるというふうに思うわけですが、先ほども言われましたとおりに、やはり地区によっては機能強化をしていかなければいけないということも出てきております。

それで、今後やはり将来的な町の計画について伺いをしておきたいと思っておりますけれども、やはり10年前後ではそうないかもしれませんけれども、長期的に10年、30年の人口の予測値ということは、当然、町長は得意分野でありますので、何年後は幾らになるとか、人口がどのように推移するというようなことを言われておりますので、特に今後、人口の減少、高齢化の進展がより一層進んでいくわけですが、この上峰町については、一応推計値の中で、2035年推計値では人口指数102.5%、高齢化率27.7%という、高齢化率もそが極端には相当この数値から載っていた分を参考にしたわけですが、それで、お聞きしておきたいのが、やはり今後の開発等ですね。特に現在、処理場から一番遠いところの末端のところまでにある分については、要するに住宅地ができてくるなら、その都度つなぎ込みをずっとその間やっていくと。仮に、それがちょっと離れて今の一番末端以外のところに、問題な

のは末端以外のところに発生した場合の町としての対応ですね。今後、今現在でも極端に本管から離れたところについては、合併浄化槽ということでそれなりの町から補助して処理しているというふうに思うわけですね。そいけん、その末端以外のところで、例えば出てきた場合、本当に今の集落排水、その下水をずっと持っていくものか、単独的にその辺を合併浄化槽のほうで対応していくような方向で、町の行政としてはどのような方策を、今のあれをずっと持続してするか、例えば極端に離れた場合は、別個に合併浄化槽の補助金を出して対応していくとか、そういうふうな具体的な考えがあるかどうかと、将来的なことを言いよっぱってんが、その辺のお考えをお願いします。

**○振興課長（江崎文男君）**

今現在の、岡議員の質疑の内容につきましては、計画はございません。といいますのは、一応農集排の計画をする中で受益地ということでつくっております。先ほどの御質問の中は、その受益地以外の話だと思えますけれども、基本的には先ほど言いました合併浄化槽ということで、この事業に今までのれなかった7人の方につきましては、合併浄化槽の事業をもって、当時、受益地以外の方ということで、特別に県が国のほうに申請をいただいて、した経緯がございます。そういう中で受益地以外に家を建てられたりした場合については、今、もうその合併浄化槽についての事業を町が行っていませんので、そういうふうな方があらわれても合併浄化槽の事業にのらないと、また、宅地分譲につきましては、基本的には宅地分譲計画の中にあって、その合併浄化槽というのが事業としては今のところのっていないのが現状です。民間の宅地を分譲するに当たって、それに対しての浄化槽の補助というのが、実際ないのが現状ですので、町といたしまして、そのようなところがあらわれても今のところ計画はございません。

**○7番（岡 光廣君）**

ありがとうございます。一応計画はないということで、現時点ではそうかもわかりません。今後、将来的にどのような状態が起きてくるかも実際わからないわけですね。それで、現在、上峰町の場合は下水普及率100%ということで、非常に佐賀県内でもいい形の状態で今できてきていることは事実です。ばってん、それ以外のところについては、考え方を転換しなければいけないというふうな状況で、今いろんな採算ベースからいろいろ総合的に検討した上で、切りかえていく考えを持っているところも出ているということで聞いておりますので、上峰町は今の状況からいけばそういうことはないというように思いますけれども、もし、そういうような、上峰町の場合でも起きてきた場合は、やっぱりそれなりの、今現在考えていないというお考えでありますけれども、やっぱりそれなりに考えていかなければいけない時期は来るんじゃないかということも予想されますので、今後、十分状況を検討していくような御回答をいただければ、これで終わりたいというふうに思いますので、その辺よろしくをお願いします。

### ○町長（武廣勇平君）

その回答に当てはまるかどうかわかりませんが、住宅マスタープランの見直しを検討するとともに、新たな住宅地の形成ということを施政方針に上げております。生産年齢人口を拡大するための方法は、費用対効果を考えているんな手法が考えられるというふうに思うわけですが、民間開発の適切な誘導ということで、これを三上のことを指すのであれば三上に誘導するというので、この記載を読めますけれども、今後開発を求められる、例えば、民間の資本があった場合に、そのエリアによると思います。基本的につなぎ込みができる場所なのか、また浄化槽設置が必要な、浄化槽は、今の現段階の町としての対応では設置は難しいし、そういった計画もございませんけれども、つなぎ込みがポンプで圧力を送らないとつなぎ込めない場所だとかいうこともあると思いますので、その開発の場所によると思いますけれども、これも私が申し上げました町として、個人的に宅建業者の皆様方との接触するというだけでなく、協議会あたりをしっかりとつくることができるといふふうに思っています。しかも、その開発をいろんな要求があると思いますが、私どもは現状で一番大切なのはこの財政の範囲の中で、生産年齢人口を拡充、拡大することだということをお伝えする中で、でき得る対応を考えられる場が必要だと、改めて議員の質問で感じました。

以上です。

### ○7番（岡 光廣君）

なぜこれを言いよるかという、やはり上峰町についての処理場は7処理場仮にあるとしますね。その場合でも、今後、全体的には生産年齢人口を確保するというふうに言われておりますけれども、やっぱり10年、20年するならばどがんなかかわらんわけですよ。その1処理区において、極端に例えば、人口が高齢化のためにそこに住まれる人が少なくなってきた場合は、どうしても極端にですよ、赤字がこう出てきてした場合は、1処理区を縮小するか、そこをやめてほかに切りかえるかと、そういうふうな考えもやっぱり一つ持つとかんばでけんというふうに思うわけですよ。今、基本的にはエリア外は考えがないということは、それはわかります。そういうようなことも起きるから今こういうことをちょっと質問しているわけですが、その辺も現時点じゃなくて、あと10年ちょっとか15年、20年ぐらいは計画どおり行けばいいんですけども、やっぱりいつ何時そういう状況が起きるかわかりませんので、考えはしとっておいていただきたいということをまずお願いしておきたいと思えます。

今度は、これで最後の質問にしたいと思えます。先ほどから、ずっと西峰関係の住宅関係のことを申し上げてきました。それと道路、排水の問題。それで特に要望をしておきたいのが、やはり基本的に今現在、東西2号線から整備し、4号線も一緒ですけども、整備の段階でエリア内でありますので、今現在、下水と上水道を入れてもらっております。そういうことで皆さん方御存じのとおり、東西2号線についてはもうびっくりするごと両脇の開発が

進んだわけですね。というのは、道路と排水と、そういうふうなインフラ整備、管理設ですね。これができていることによって一気に条件的にあれが、要するにほかの地区から比べたら極端に違うでしょうが。ほか同じ地区ずっとありますけれども、やはり条件のいいところには、もうすぐつくっていただくというふうな状況になっておりますので、これは要望ですけれども、3号線をもしいろんな事業の計画等ができて、計画が組めればこの管の埋設も十分お願いして、強く要望しておきたいということで思っておりますので、その辺の検討を聞いて、一応最後の質問にしたいと思っております。再度よろしくお願ひします。

○町長（武廣勇平君）

今、担当と確認しましたが、3号線も下水の計画は上げているということでございます。以上です。

○議長（大川隆城君）

以上で、7番議員の一般質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、3時55分まで休憩いたします。

午後3時40分 休憩

午後3時55分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

○9番（中山五雄君）

皆さんこんにちは。私が最後の質問者となりました。私の質問は、そんな難しい質問ではありませんけれども、時間をゆっくりかけて質問をしていきたいと思っております。ひとつよろしくお願ひします。

通告書に従いまして、3点ほど質問していきます。

まず1点目に、地元企業育成について、地元企業育成についての町長の考えはということで、細かに説明をしていただきたいと思っております。

それから2点目に、公共施設と用地の活用について、公共施設や用地を活用した太陽光発電事業の計画はしないのかと。これは同僚議員が質問されて、重複する点も出てくるかと思っておりますが、ひとつよろしくお願ひいたします。

3点目に、小・中学校の校舎の管理について、平成27年か28年に大規模改修をするということだったが、どこまでの改修をするのか。計画ができていれば、その辺の説明をお願ひし

たい。それから2点目に、小・中学校校舎の洋式トイレについて、この件については、三、四日前の予算特別委員会で同僚議員から質問があったので、非常に質問がしにくうございますが、再度お聞きをいたします。国から補助が来たらという説明がありましたが、その辺、もう一度具体的に説明をしていただきたいと思います。ひとつよろしくをお願いします。

**○議長（大川隆城君）**

それでは、まず最初に、地元企業育成について、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

9番中山五雄議員の地元企業育成についてという項の質問要旨、地元企業育成について町長の考えはということで、これは公共事業での地元企業、土木建設業者の育成についてお答えをさせていただきたいと思います。

基本的には、地元企業に元気に活躍、そして成長していただきたいということで、町内企業に発注を行っております。また、町内に対象業者がない場合については、鳥栖土木事務所、神埼土木事務所、佐賀土木事務所の範囲の中で、その有資格の業者、またこれまで過去の実績等を勘案しながら業者を選定し、公共事業の発注を行っているというところでございます。また、こうした世相、厳しい社会環境、そして企業を取り巻く厳しい状況も踏まえた上で、指名願を出していない、また経審を受けていないような、経審を受けることに費用負担を感じておられる小規模の事業者に対しましても、小規模契約希望者登録制度というものをつくっております、町内の500千円以下の小規模事業の発注ができるようにしているところでございます。

以上です。

**○9番（中山五雄君）**

今、町長の答弁では、地元企業育成ということで、これは建設業だけの話をされたみたいですが、私が言っているのは、建設業はもちろんのこと、上峰商工会員、今現在、約130名以上おられると聞いておりますが、商工会の中には商業、工業、サービスとあります。その中で、運送業や建設業、建築業、木工所から埋葬業、電気工事、車販売から車修理、いろんな販売業から取付業まで、その他商店まで、地元企業育成をして、地元の企業が利益増になれば上峰町の税収にもつながってくるし、財政健全化にもつながってくると思うが、上峰町の商工会に対して町長は今までの過去4年間の地元企業育成をどのようにされたか、それと今後どのようにしていくつもりなのか、その辺をお尋ねしていきたいと思います。

**○町長（武廣勇平君）**

中山議員の再度のお尋ねでございますが、商工会の中で経営審査やら、また融資を受けやすい環境、またその指導を行っていただき、地元企業が円滑に事業を行っていただけるような指導をされているものと思われるわけでございますけれども、その商工会に対しての活動補助ということで、これまで長らく町のほうで商工会活動に支障を来しかねない予算づけを行っ

てきたことを深く陳謝を申し上げたいと思っております。

その上で、他市町の状況を見ながら商工会運営に一つの基準を設けさせていただきたいということで、さきの予算委員会にも皆様に御披露したところでございます。その基準については予算委員会で申し上げましたので、割愛させていただきますが、今後は商工会運営も、基金造成されている部分を食えることなく運営が可能になるというふうに期待しているところでございますし、また直接的な育成にはかかわりを持ちませんかもしれませんが、商工会自体の事務所も先ごろ1階の別館に設けさせていただきということで、商工業者の皆様方が交流を通じて地元の仕事が生まれるような、そういう場になればというふうに期待するところでもございます。

また、商業という観点から申しますと、特に育成ということにはならないかもしれませんが、商業の中核地でありますイオン上峰との連携事業は、皆さんに御案内のとおり、買い物弱者支援初め行ってまいりました。今後、イオンの映画館がなくなるということになりましたけれども、あの地の活用についても、今後、いろいろ協議をしていく必要があるというふうには考えております。

また、先ほど申しました小規模契約希望者登録制度、これは今、議員が申されました木工やら内装やらの分野、また車検等を行っていただいております自動車に関する業者さんの方々も対象となるわけでございます。その部分については、担当のほうから御紹介をさせていただきたいと思っております。

以上です。

#### ○企画課長（北島 徹君）

それでは、先ほど町長のほうから言われました小規模契約希望者登録制度について概略を御説明申し上げます。

この登録制度といいますものは、町が発注する小規模な工事及び修繕の契約について、町内において事業を営む小規模事業者の受注機会を拡大することを目的に要綱を制定いたしております。そのことによりまして、町内業者の育成及び町内経済の活性化を図りたいということでございます。

登録できる者というものは、町内に主たる事務所を置くということで、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数というものは問わないということにいたしておりまして、小規模な方でやる気がある方につきましては、そういう登録をして、ぜひ町の仕事を受注して、自分の実力を発揮していただければというふうに思っております。

この登録制度の中で対象となる業務というのがございまして、この業務といたしましては、内容が軽易かつ履行確保が容易である工事及び修繕並びに物品の加工、販売で、設計金額が500千円未満のものというふうにしておりまして、金額的にも少ない金額ではございますが、そういう機会を皆さんに与えたいということで考えております。今現在、7名の方が登録を

されております。建設、それから電気、インテリア、そういう7名の方々が登録をされております。

以上でございます。

### ○9番（中山五雄君）

今の説明では、行政の仕事の資格とか、そういう審査の云々で仕事をされている方ということで言われましたが、それももちろんですけども、私が言っているのは、要するに今、町長がいろいろ補助金もふやしているというような言い方をされましたが、23年度で2,140千円、24年度で4,580千円、25年度で5,557千円ということでふえております。これは商工会の運営費でございます、各個人の企業の育成は、それとは別なんですよね。商工会の中にも、もともと私も工業部の部長をしておりましたから、いろんな人から電話があったり、今回はこういうことも質問してくれという方たちも何名かおられました。その中で、やっぱりこれだけの不景気だから、これから先は民主党政権から自民政権になって、大幅な予算を組まれると聞いて楽しみにしているがということで話もありましたが、要するに末端までお金が来るかと、我々の目の前までお金が来るかと。たとえ来ても、よその業者がとっていくんじゃないかと。

その辺がですね、私は端的にできることは、この上峰の商工会員の皆さんたちが本当に家内工業とか何名かでされているとか、中には何十名、何百名と雇っておられる方もおられますが、私が会員だった時分は、要するに輪づくりのために、ある企業さんたちもみんな呼んで商工会でゴルフコンペをやって、何か一つでも仕事をくれませんか。そういう大手企業は、ひもつきで建設業なりいろんな内装業なりがついてくるんです。でも、上峰でできる分は上峰で何とかできないでしょうかということで、何社の方かは大手企業さんから仕事をもらってやっております。その辺をやっぱり積極的にこれはいかないと、個人的に小さな会社が大手企業に行っても、なかなかうんとは言ってくれません。なかなか工場長と会うこともできないんです。

だから、私が言っているのは、行政が本気になってバックアップをしてくれないと。町長初め、我々議員も一緒に行かなくちゃいけなかったらいつでも行きますよ。一緒に行って、商工会の役員さんなりなんなり、その業種に合った人たちが、どうしても私も連れていってくれと言うなら一緒に行って、これは町長、何ら違反でもありません。公選法違反になりません。固有名詞を出して、どこどこの会社を使いなさいと言ったら違反になります。でも、地元企業をやってくださいと言うのは何ら違反になりません。だから、そういうことはですね、私は若い町長だから、あなたが最初出たとき24時間働きますと。私は24時間働けとは言いません。せめて12時間ぐらい働いてください。頑張ってくださいよ。

だから、その辺を本当に力を入れて商工会のため——商工会の企業の人たちが利益増になれば、やっぱり上峰に税収が落ちますよ。固有名詞は出しませんが、ある町の町長が

私にですね、「中山さん、大変ありがとうございます」と。「何ばですか」と。「上峰町から仕事をもらった人が、税金はみやき町に落としてもらっております。大変ありがとうございます」と言われました。そいぎ、「皮肉ですか」と言ったんです。だから、実際、地元の小さな会社でも、一人二人しか雇っていない会社でも、これがみんな行政がバックアップして大きくなれば雇用にもつながってきますから、だから、これは大いに——私は補助金をやるだけが能じゃないと思うんです。だから、企業さんたちが元気づくような、ああ、行政がバックアップをしてくれたからよかった、ああ、若いけれども、町長が一生懸命やってくれたというような町長に私はなあってほしい。

その辺、今後どう考えられるか、答弁のほどをよろしくお願いします。

#### ○町長（武廣勇平君）

中山議員の御提案であろうと思いますが、御質疑でございます。

これは年始でやったと思いますが、商工経済同友会という団体がございまして、その場でも同じように、経済同友会の活動として、例えば、東部工業団地内の企業との懇談やら、エリアを広げて商工会と経済同友会で同時に開催している年始の交歓会あたりも検討したらどうかという御提案、また行政の管理職との協議の場があったらどうかというような御提案をいただいたものでございます。商工会がやるか、商工経済同友会で行うかということは別にして、今後検討するとして、そうした場があればよいというふうに思うところでもございませし、その協議の場が、年始交歓会という位置づけで今行っております形でよろしいのか、その点も同友会内の意見を聞きながら、今後、計画的にとり行っていきたいと思っております。

#### ○9番（中山五雄君）

今、町長から答弁がありました。経済同友会の意見も大事です。でも、まず上峰は商工会が先にできました。その後に我々のときに、このままじゃ大手企業に話すこともできない、営業することもできないということで、経済同友会というのが発展したわけです。そのときに上峰から二、三名やったです。あとは大手企業さんばかりやったんです。でも、その中で我々が仕事を下さいと言えないんですよ、そういう席の中で。

だから、本当は町長を初め、時間があいたときに、これが終わったらすぐ選挙ですから、それは大変だろうし、町長が次に当選をされたならば、要するに何人かの人がどうしてもという要望があったならば一緒に企業さんに行って、地元企業をひとつよろしくをお願いします、できる範囲内で結構ですよというお願いを——これは我々が10人行って言うのと、あなたが1人行って言うのとは、重みが違います。あなたはそれだけの重みがありますし、責任感もなくちゃいけないです。だから、次の選挙が終わったら、武廣町政になったならば私はその辺はどうしてもぜひやっていただきたい。それをやるかやらないか、ちょっと答弁をいただきます。

**○町長（武廣勇平君）**

先ほど私が検討を計画的に行っていきますと申し上げましたのは、経済同友会のほうでの話でございまして、今、議員申されましたように、3月の選挙がございまして。新首長のもとで町としての対応は答えるべきだと思いますけれども、商工会の活動については商工会の中で決められるわけがございまして、私どもからそうした提案を含めてさせていただきたいとは思っております。

また、私個人として、東部工業団地と町内企業とのマッチングを行うべきということについては、これまで4年間、そうした機会が——工場見学等を個人的には行ってまいりましたが、実際、町内の企業の皆様方との意見交換の場があったとは言えません。年始交歓会も十分な意見交換の場になっているかといえ、そうでもないという御指摘もございまして、年始交歓の場にそういう形を持たせるのか、また別の協議の場を設けるのか、それは検討が必要だろうと。今現在、私の立場で申せるところはここまででございます。

以上です。

**○9番（中山五雄君）**

先ほどの町長の答弁は納得しましたが、新町長がなられたときにということで、新町長に誰がなろうと、あなたがなったときにはそれをしてくれますかということをお聞きしておりますので、その辺の答弁をお願いします。

**○町長（武廣勇平君）**

繰り返しになりますけれども、私が今考えるのは、そういう協議の場を怠ってきたということについては、本当に反省をしているところでもございまして、今後そういう場があればよいなど、今現在、私は思っています。そういうふうにあるべきだとも思っています。

**○9番（中山五雄君）**

4年たった町長も答弁がなかなか上手になって、どうもあぜ道に逃げていくような答弁があつておりますから、私が言っているのは男らしく——武廣町政になったならばこうやりますよということをお聞きすれば、あなたに何らマイナスにはならないと思うんですね。マイナスになるような質問はしていないと思っておりますけれども。それをマイナスにとられるならば仕方ありませんけれども、ただ、私はある商工会員の3人から、名前を言ったらちょっと失礼になるからとめておきますがね、武廣町長は頑張っておりますと。私もそう思いますと。若いですが、なかなか最初は、何で言うことを聞かんかい、もう少しこがんとすればよかばってんねと。私も実際そう思っておりました。でも、1年、2年、3年とたつたびに、よく勉強されているなど。ある商工会員の方も、そう言われておりました。ただ、私が今、何でそこを聞いているかというのは、今までは行政の中を改革しなくちゃいけない、それと財政を健全化しなくちゃいけないということで頭の中がいっぱいじゃなかったかなと、私はそう説明しました。だから、今度武廣町長になったら、その辺の商工会にももう少し目

を向けてもらいたいという意見があったから、そう言っています。だから、私がもし皆さんのあれで当選をさせてもらえるならば、その辺も今度は配慮をして頑張っていきたいと思えますという答弁がいただければ、私はこれでやめますよ。

だから、その辺を言ってもらわないと、なかなか一生懸命——やっぱり町長は商売されたことない。お父さんは商売されていたから、帰ってお父さんに聞かれるとわかりますけれども、要するに企業というのは本当にいいときばかりじゃないです。大変なときが多いぐらいあります。そういうときに行政なり議会なりが協力していろんなバックアップをしてくれたら、本当にうれしいです。だから、そういうことがないと、本当に地元企業育成をやっていると云えないんじゃないかなと。私は町長に違反をせると、どこどこ業者を使いなさいと言えとは何一つ言っておりません。地元の企業を育成してくださいということです。

ということで、最後に町長がきちっと答弁されるならば、あとこの項については質問しませんけれども、よろしく願います。

**○町長（武廣勇平君）**

一言。3月に選挙がございますが、私ならやります。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

それでは、次に進みます。

公共施設（用地）の活用について、執行部の答弁を求めます。

**○住民課長（江頭欣宏君）**

このことにつきましては、4番碓議員さんの一般質問で回答させていただきましたが、平成24年3月に策定されました上峰まちづくりプラン、上峰町第4次総合計画で、公共施設における太陽光発電施設の設置を掲げ、平成28年度目標の成果指標を立てておりますので、今後、実施に当たっては費用対効果と財政面を含め、関係機関との協議、検討が必要となると考えております。どうかよろしく願います。

**○9番（中山五雄君）**

これは今後、この日本の国そのものが考えなくちゃいけない問題だと思います。今、江頭課長が——町長には後でまだお尋ねすることがありますけれども、先ほど同僚議員の質問の中で中学校の校舎の上に取りつけたら約1億円かかると。それで、要するに支払いが21年間かかると。どんだけの規模をされるかわかりませんが、私はここにある企業から見積もりをとっております。それで21年もかかるってむちゃくちゃな金額だなと、私はそう思います。私がこの見積もりをとったのが、上峰商工会員の中からですよ。これこそ地元企業育成でやらないと。金額も安くできる、補償もしてあるならば。

町長、私は本町においても公共施設や用地の活用を行った太陽光発電事業については真剣に考えるときが来ているのではないかと。先般、中学校模擬議会でも質問がありましたが、

学校や役場庁舎等の公共施設の屋根に、特に私はそのほかに、この後はちょっとこれは残して、堀川金属跡を質問していきますが、江頭課長、あなたはそこに21年間、1億円の金がかかると。私が見積もりをとっているのは、規模が大きくて、2億円でできて、10年で返せます。上峰町からの負担はほとんど要りません。電気ができた、そのお金で銀行に払っていく。12年目から上峰町に年間20,000千円入ってきます。約30年間したら年間1億円の金が入ってきます。これは後で言いたいんですけど、堀川産業跡地に、これは何らかの計画もなく、購入者もあられない。これは言葉は悪いんですけども、死んだ土地としか言えない。要するに買い手がないと思うんですよ。こういうところにこういうものを、要するに太陽光あたりをつけたら利を生むんじゃないですか。上峰町が負担をしなくていいじゃないですか。これは町長に少し——江頭課長じゃ判断でけんですね。

だから、まず江頭課長は何社からその見積もりをとって、中学校の屋根にそれをされるとされたもんか知りませんが、同じものをして安くできるんだったら、しかも、それは地元の商工会の中におられるというならば、それこそ地元企業育成やないですか。そういうことをやっていかないとですね。まずは江頭課長、何社から見積もりをとって、そういう調べをきちっとされたもんか、時間が余りかかっても困りますから、その辺の内容を少し説明をお願いします。

#### ○住民課長（江頭欣宏君）

11月15日に上峰町中学校模擬議会の中で言った中身でございます。上峰中学校の屋上面積1,100平米に太陽光発電を設置した場合に元を取れるかと思うので、検討をしてみてくださいとの問いに対し、仮にソーラーパネルを設置する場合、耐用年数が33年を迎えておりますので、重量を想定した構造計算、建物への加重計算や改築計画等について検討しなければなりません。それで、電気関係の専門家にお聞きしました。まず、平成23年度の上峰中学校の年間電気使用量を中学校に行き行って調べました。11万6,940キロワットアワーに対する太陽光発電の必要電力量、キロワットの計算基礎といたしまして、学校開校時間、午前8時から午後5時まで9時間としております。1年間の開校日数を300日とし、300日掛ける9時間は2,700時間。年間です。校舎年間電気使用量11万6,940キロワットアワーを2,700時間、年間で割り返しますと、43.3キロワットの太陽光発電が必要となりますが、出力想定を0.7として再計算しますと、43.3キロワット割る0.7は62キロワットとなります。1キロワット当たりのパネル単価800千円として見積もっても、49,600千円、約50,000千円となります。また、太陽光発電システムなどで発電された電気を使用するため、環境に合うように変換する機械のパワーコンディショナー、直流から交流の機器類や設計委託料等に50,000千円かかる見込みで、概算事業費は1億円程度かかると言いました。

次に、元を取り戻すため何年かかるかを国の売電単価で試算してみました。1年間の収入は、売電単価42円／キロワットアワー掛けるの年間電気使用量11万6,940キロワットアワー

で4,911,480円、約4,900千円となります。設備投資した事業費1億円を取り戻すためには、最低21年間はかかります。しかし、その間、学校で使用する電気については九州電力より買電となります。仮に現在の年間電気料金4,000千円の4分の1として1,000千円で計算しても、21年間で21,000千円は必要となりますということで、また維持管理費や耐用年数等を考慮した場合、元を取ることは困難であると考えますということで回答しております。

3社見積もりはとっておりません。

以上でございます。

### ○9番（中山五雄君）

今、江頭課長は3社見積もりはとっていないということで、1社ということですね。とったということですか。（「専門家に計算の方法を聞きました」と呼ぶ者あり）

そいぎ、私はここに見積もりをとっております。堀川産業跡地に約2,064枚つけられます。金額が約2億円で、年間53万キロワット、年間20,900千円。そいぎ、銀行から2億円借った場合に、年間21,000千円の返済をしていかななくちゃいけない。今、江頭課長が42円と言いましたけれども、今現在は38円です。42円は消費税まで入れてと思いますけれども、今は38円になっております。だから、これでいって、金額が幾らか下がっても約10年から11年でその2億円の返済ができます。あとは12年目から毎年20,000千円の電気料が入ります。これは九電との契約は、これから今年、来年までしか恐らくできないんです。だから、こういう案も上峰の商工会員の方からそういうふうでもらっておりますから、いいことはやるべきじゃないかと。上峰が負担はしなくていいならば。

堀川産業跡地は、本当言って何ら活用もしない。残土を置いたりしている。本当、口は悪いですけども、やっぱり死んだ土地じゃないかなと言われても仕方ないような利用の仕方です。だったら、今そういうことをやるべきじゃないかと。そういうことをやって地元企業育成、その地元の商工会員の方もやっぱり少しなり——幾ら上峰んとけんて、ただではできないでしょう。幾らかの利益を得なくちゃそれはできないと思いますし、こういうとこそみんなが協力して、何にもならない、金を生まない土地をそのままほったらかさなくて、金を生むような土地に、生かした土地に使うのが行政やないですか。もう少しですね、みんな、もとは武廣町長がなったときには、武廣町長は役場の中に一日中おらんでもいいと、東京に行ってどんどん金もうけしてこいと言われてたことがありますよね。そんなむちゃくちゃなことを言われ、東京行ったけんて端的に金もうけできるわけでもないですけども、極端に言うところ、そういうことで。だから、こういう利用地があるならば生きた土地にするべきじゃないかと。町長は若いですから、よその町長と違って一歩先に進んでいただきたいと。だから、こういう人の話を町長が直接聞かせてくれということならば、いつでも私は連れてきます。地元の方ですから。それで納得されたならば、総務課長なり企画課長なり一緒に相談して、それを進めていくべきじゃないかなと。それが上峰町にプラスになっていくんじゃないかな

と。企業誘致ができないなら金も入らない。そういうことをやれば、11年、12年後にはお金が毎年20,000千円入ってくると。これは話がちょっと飛んで、後でまた叱られるかもしれませんが、要するに場外舟券発売所でもそうですが、最初は町に二千何百万円の1%の金が入っていたんですけども、去年は50,000千円入っていますよ。だから、そういうのもですね、やっぱり後の人件費はかかりませんから、そういうことをやっていくべきじゃないかなと。

だから、今後、町長初め、江頭課長もその辺の検討をしていただきたいと。これも早急に。その辺は答弁次第ではまた二度、三度質問しますけれども、よろしく願います。

#### ○町長（武廣勇平君）

中山議員のお尋ねでございますが、これは太陽光発電事業だけではなく、一般論として申し上げますが、本町の財政の状況は、この23年度をピークに、24年度、25年度と低減を見られますけれども、まだ厳しい状況であり、これまでの起債の償還に追われているというのは皆様も御承知のとおりであり、財政の光明を導くですね、見つけるための方法としては、この間はぐっところえて、補助事業やら交付金やらで極力町財政に負担をかけずにサービスを維持していくという方向性で考えている以上、特にこの数年間の投資的イニシャルコストがかかるような、後年度に償却ができるような、元を取れるような事業はあるとは私もいろんな業者さんからお聞きするわけでございますが、控えてきたことでございます。

その中で、今、議員のお話の中で、市中の銀行からお金を借りるということに仮になりますれば、起債をする必要があるということなのか、ちょっとその企業の計画によると思いますけれども、本町はまだ18%を超えておまして、国、県の許可なければ起債はできない環境にあるということも踏まえた上で、議員の一切上峰町にお金がかからないという御提案でございますので、いろんな業者のいろんなスキームがあると思いますが、担当課を含めて一度お話を議員から――業者さんではなく、議員から御提案いただければと思っております。

以上です。

#### ○9番（中山五雄君）

今、町長の答弁では、18%を超えている、財政難ということですが、どうかしたときは財政は上向きになってきております、健全化になってきておりますと。どっちを信用していいかなと、そう思うときがたまにありますけれども、町長も非常に答弁が上手になってですね。これは期限が余りないですよ。今、それだけの契約をすればそれだけの補償をしてもらえるし、上峰町がお金を出す必要もないしですね。あと少し待たなくちゃいけない。11年ぐらい待たなくちゃいけないですけども、あとは毎年お金が入ってくるし。だから、私はそういうことは大いにやるべきだと。数年前に元東京都知事、石原慎太郎氏は、東京都内で金もうけできないならばカジノでもしようかというような話もありましたが、やっぱりそのくらいちょっと前向きに、上峰町が財政難ならば、上峰町が金を出さなくちゃいけない

ならばそれは無理だということもわかりますけれども、出さなくていいならばできるんじゃないですか。銀行と信用貸しであれば、毎月そのお金は全額、元金がゼロになるまではおたくが真っすぐ取ってくださいよと言っても構わんじゃないですか。その辺をここで結論を出せと言っても無理かもしれませんし、町長がうんと言うまで毎日、町長室に来ていいですかね。

ぜひこれは実現をして、上峰町はそれをしてよかったと言われるような、私も議員としていつまでおるかもわかりませんし、町長は長く務められるかもしれませんが、これは上峰町民にとってもプラスになることはやるべきだと、そう思います。その辺、江頭課長も前向きに今後考えるか、それと町長もですね、その辺の2人の答弁を簡単にさせていただいて、この項は終わりたいと思います。

**○町長（武廣勇平君）**

大変有意義な話を前向きに聞きたいと思っています。

以上です。

**○住民課長（江頭欣宏君）**

今、町長がお答えされましたようなことで考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

**○議長（大川隆城君）**

それでは、次に進みます。

小・中学校校舎の管理について、執行部の答弁を求めます。

**○教育課長（小野清人君）**

中山議員の小・中学校校舎の管理について、平成27年か28年に大規模改修するということがあったが、どこまで改修するのかという御質問でございます。

中学校につきましては、昭和52年に建築しております。ただいま議員がおっしゃいました27年か28年の改修というのは、多分、中学校のほうだと思います。平成27年度に改修工事の設計を行います。平成28年度、29年度で施行をいたします。

小学校においては、北校舎が昭和50年に建築されております。昭和50年に建築しておりますが、平成10年、11年で一部大規模改修を、内部改修、外部改修を行っております。南校舎につきましては、昭和54年に建築をしております、改修工事等は行っておりません。ですので、小学校においては、南校舎を平成29年度設計、平成30年度、31年度で計画をいたしております。

どこまで改修するのかという御質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり、まだ設計にも入っておりませんので、何とも言えませんが、中学校につきましては、外壁、内壁の改修、それと廊下の床の改修、また昨年行われました中学校模擬議会の中でも指摘がありましたスロープなどの箇所についても極力改修を行っていく所存であります。また、小学校

につきましては、設計が4年ほど先のことでありますので、外壁、内壁の改修を行うという程度のことが現在の計画でございます。

以上です。

#### ○9番（中山五雄君）

中学校の改修、27年度、28年度、29年度と。この前は、27年度から28年度と12月議会で聞いておりましたが、1年これが延びましたですね。小学校は、29年度に設計をして30年度、31年度までということで、これはほとんど廊下関係からいろんなあれもびしっと今度はされるやろうと思いますけれども、町長も子育て支援と。上峰町は今、若い夫婦たちがふえているということで、その辺は特に注意をして、ここ20年ぐらいでまた大幅な改築をしないでいいような設計を組んでやっていただきたいと、そう思います。

そのときは教育委員会、業者だけの意見やなくて、やっぱり学校側、子供たちの意見も取り入れてやっていただきたいなど。やっぱり教育委員会のほうも聞く耳を持ってやらなくちゃいけないんじゃないかなと。自分たちがこうだということで頭かぶせに命令やなくて、その辺をぜひお願いしていきたいと思います。その辺どうされるのか、教育長のほうに答弁をお願いします。

#### ○教育長（矢動丸壽之君）

中山議員の質問にお答えいたします。

私も就任のときの御挨拶でも申しておりましたけれども、町民の方々の、町が実施したアンケートでも教育に対する御意見が非常に強うございましたので、その方面では力を入れて努力していきますと、そういう気持ちを持っておりますということを伝えておりました。

したがいまして、やはり利用する側の意見、気持ちというものも、そこの中には組み入れていかなければいけない。ただ、そここのところで在籍している子供だけということになることもちょっと心配な点もありますけれども、今現在学んでいる子供たちがどういう不便を感じているかということなど、あるいはこうあってほしいなという建設的な意見、中学校模擬議会などでも本当にいい意見を出して、子供らしい発露がありましたので、そういうのもやっぱり尊重すべきではないかなというふうに考えているところでございます。

以上で回答を終わります。

#### ○議長（大川隆城君）

次に、小・中学校校舎の洋式トイレについて、執行部の答弁を求めます。

#### ○教育課長（小野清人君）

中山議員の小・中学校校舎の管理についての2番目の項で、小・中学校校舎の洋式トイレについてという御質問でございます。

現在の洋式トイレの数ですが、小学校は北校舎、南校舎でございます。北校舎の男子トイレ8カ所中、各フロアに1カ所で計3カ所、女子トイレは17カ所中、各フロアに1カ所ずつで

計3カ所あります。南校舎は2階建てでございます。南校舎は、男子トイレ8カ所中、各フロア1カ所で計2カ所、女子トイレは16カ所中、各フロア1カ所で2カ所となっております。中学校は3階建てでございます。中学校は男子トイレ10カ所中、1階部分に1カ所、女子トイレは15カ所中、1階部分に1カ所というふうになっております。

議員のほうから予算委員会の中で補助金のことが発言がありましたので、そのことについても答弁をいたします。

1月中旬に佐賀県教育支援課より、平成24年度補正予算に係る公立学校施設整備費事業の前倒しについて問い合わせがありました。平成25年度に計画をされている事業に前倒しで対応するため、国が1,884億円、文科省に補正されたとのことでした。この件で教育支援課を訪問いたしまして、当町の学校施設で該当する事業はないものかと相談いたしましたところ、学校施設環境改善交付金でトイレ改修というメニューがございました。このメニューにはのれるということでしたので、現在、県を通じて国のほうに概算で要求を行っているところでございます。要求の数といたしましては、中学校に洗浄型便座タイプの洋式便器を男女3台ずつ、小学校にも同じタイプを男女3台ずつ設置をすることで要望いたしております。ただし、国に採択権がございますので、必ずしも補助対象になるとは限りませんので、その辺のところは御了解いただきたいと思います。

以上です。

#### ○9番（中山五雄君）

今、小野課長が国に要望していると。おりのか何かよくわかりませんということで、これがおろなかったら、要するに28年度、29年度、小学校は30年度、31年度にしかしないということですか。その辺の答弁をお願いします。

#### ○教育課長（小野清人君）

現在のところでは、そういう考えでございましたが、おおむね1基設置するのに600千円ほどの経費が必要となります。便器と個室のブースを設置し直すことがありますので。私どもとしては、一遍にこの台数を設置することは今の財政状況ではままたらんとしますので、25年度には2台とか、26年度にもう2台とかいうふうなことで、年次的に財政当局と折衝しながら施行していきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○9番（中山五雄君）

今、小野課長、1基600千円で。これはかなり高いんですよ。私が業者に聞いたところ、学校関係につけた場合に——それは建物の中の枠までということですね。それはウォシュレットをつけるから広くなるからそうでしょう、今現在、狭いから。でも、ある父兄から聞いたところは、ウォシュレットまでいなくていいと、洋式トイレでいいと。ただ、今のトイレでは、スカートまくってこうしてしなくちゃいけないということで非常に、上峰は何です

かと。子育て支援、子供たちにといいことで町長さん言っておられて、本当に上峰の子供たちはおとなしいですねと。実際今、小野課長は小学校の数の多いところを言われましたが、中学校は校舎の1階に男子が洋式が1、ウォシュレットが1。女子もそうです。1階の中央、職員用はないです。校舎の2階東は男子も女子もないです。校舎の2階西も一切ありません。校舎の3階東もありません、洋式トイレが。校舎の3階西もありません。体育館に男女1つずつですね。それから、体育館の身障者用に男子用に1つ、これは女子用にはないですよ。こういうところは早急にやるべきじゃないかなと。男子用も必要やろうけど、女子はもっと必要じゃないかなと。

それで、あと洋式の便器そのものは、ウォシュレットで100千円せんぐらいでありますよ。それに電気工事。そいぎ、ウォシュレットでなかったらもっと安くできます。ただ、枠があるからということですから、とりあえず大規模改修をされる前に、ウォシュレットやなくて洋式トイレでもいいんじゃないですか。教育課のほうで同僚議員が予算委員会のときも、何でその辺の予算を組まんですかと。何でも削られました、削られましたということですが、この辺こそ、子育て支援とかなんとかときれいごとを言っていますけれども、全くそういうことはやらないで、本当ですね、もう我々は実際言っておいた口が塞がらないというか、もう少しやるべきじゃないかなと。

それと、これは小学校ですかね。小学校は校舎の南1階は男子用は洋式とウォシュレットがありますけれども、女子用は洋式はありますけれども、ウォシュレットがないんです。普通、誰が考えても逆じゃないかなと思うぐらいあります。こういうところですね、男子と女子とで、女子のほうに差別を受けているんですよ。こういうのは早急に補正でも組んでやるべきじゃないかなと。この前、12月のあれで各課からの予算要求が済みましたから組めませんということで町長言われましたが、私はそういうことまで町民の方に言っておりませんが、そういうことを言えばかなり怒られるかなと思って言いませんでしたけれども、これは早急に組むべきじゃないかなと。

教育長、このままで大規模改修までいいと思われるのか、やらなくちゃいけないと思われるのか、町長初め、教育長さん、課長さんまで3人とも答弁をお願いします。

**○議長（大川隆城君）**

お諮りをいたします。本日の会議時間は、一般質問の都合により延長したいと思います。皆さん御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大川隆城君）**

御異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を延長することは可決されました。

それでは、答弁をお願いいたします。

**○教育長（矢動丸壽之君）**

中山議員の御質問に教育長として回答いたします。

先ほど課長が申しましたように、年次で解決をしていきたいという気持ちでおるところでございますので、27年度、28年度、29年度、そこまで待つというつもりはございません。

ということで回答を終わります。

**○町長（武廣勇平君）**

中山議員にお答えいたします。

今、教育長さんが言われたことも踏まえて、まず第一義的には、今月末の景気対策、この結果が出ることを見て、私としてはお答えをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「出なくてもどうするかということを聞いています」と呼ぶ者あり）

出るか出ないかということについては今月末にはわからないわけで、その後の話をたればでお話しするのはちょっと無責任かと思えますし、また、景気対策にまずのせている以上、今予算には予算計上できないということもございます。27年度まで、25年度でなく26年度にのせるかという話なのかもしれませんけれども、選挙もございまして、それについても私からはちょっと発言を控えるべきだというふうに思っております、その3月末の結果を受けて議員とはまた再度、意見の交換ができればと思っております。

以上です。

**○教育課長（小野清人君）**

まずもって、中山議員に先ほど私が答弁しました600千円ほどというのは定価でございます。ですので、設計額としては若干また下がると思えますが、定価ということで御認識をお願いいたします。

私のほうとしては、教育長が申しあげましたとおりに、先ほど私も答弁しましたが、そういう意気込みで頑張っていきたいと思っております。（「ことしじゅうにやると」と呼ぶ者あり）

それについては、ことしじゅうですか。（「今年度やろう」と呼ぶ者あり）今年度中ですか。（「25年度」と呼ぶ者あり）

25年度中には何台かは設置できるよう財政当局と折衝してまいります。

以上です。

**○9番（中山五雄君）**

今、教育長も、小野課長も、大体25年度のあれで何とかということで答弁をいただきましたが、町長は、たればということで言われたような感じがしたんですけど、例えば、あなたが当選をしなかったらそれはどうしようもないことですよ。でも、あなたが当選して、また新たに武廣町政になったらということの前提で言っていますから、それでどうするかということについては、あなたはこれでいいですかと。—————

————— [発 言 取 り 消 し] —————

**○町長（武廣勇平君）**

このトイレの改修については、長らく議員各位からいただいた御意見でもございますし、財政と教育委員会の意気込みを受けて私も判断を、月末以降に議員と意見交換の中で方向性を示したいと思います。

以上です。

**○9番（中山五雄君）**

なかなか方向性を示したいと。今回、質問を出そうと思っておりましたけれども、これはまた全然違いますけど、今のそういう答弁があったから言いますけれども、西峰東西2号線についても、12月議会が終わったら直ちに話し合いをしますとあって、いまだにあっておりません。町長の直ちにとというのは何カ月後のことですかね。

**○町長（武廣勇平君）**

景気対策補正予算にこのトイレの改修が予算化されるかどうか、3月末にはっきりすると教育委員会から聞いております。その後、今、課長のお話だと、財政当局と意気込みを持って協議するというので、その後になると思いますので、まず補正の日程がわかり、教育委員会との協議の日程を把握し次第、直ちに——直ちにというか、その後に議員と意見交換させてください。お願いします。

**○9番（中山五雄君）**

最後に町長にお願いですけれども、本当に子供たちが大変困っております。1日何回も利用するところですから。だから、それは早急に本当やっていただきたいと。とにかく前向きな、もう一つ前向きな考えでやっていただきたいなど。これが子供たちのためじゃないかなと思いますから、ぜひその辺をお願いして、そこでもう一回やりますということをお願いすれば、これで終わります。

**○町長（武廣勇平君）**

意見交換については、私ならやります。

**○議長（大川隆城君）**

9番議員にお願いをいたします。

先ほどの発言の中で、—————〔発言取り消し〕—————選挙前でもございますので、その訂正というか、そのことでの発言をお願いしたいと思います。

**○9番（中山五雄君）**

済みません、町長。失礼な物を言ってから。その辺、皆さんよければ発言の取り消しのほどをよろしくお願いします。

**○議長（大川隆城君）**

ただいま9番議員から先ほどの発言の取り消しの申し出がございましたので、その関係す

る発言については取り消しをすることでよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

異議なしと認めます。

以上で9番議員の一般質問が終わりました。

お諮りをいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでございました。

午後5時03分 散会